

新潟県人権教育・啓発推進基本指針の取組計画
(令和 2 年度)

令和 2 年 7 月
新潟県福祉保健部福祉保健課

1 概要

新潟県は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条に規定する人権教育及び人権啓発に関する施策の策定及び実施に関する地方公共団体の責務に基づき、新潟県人権教育・啓発推進基本指針を策定し、「県民一人一人がすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう社会」の実現に向け、人権意識を高めるための教育活動及び啓発活動のほか、各行政分野における人権に配慮した行政に取り組んでいる。

2 今年度の取組方針

令和2年度は、新潟県人権教育・啓発推進基本指針の更なる周知を図り、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する研修の充実に努めるとともに、国、市町村及び民間団体と連携し、次の重点項目を中心に、各分野の人権課題に適切に対応する。

- (1) 同和問題(部落差別)に関する取組
- (2) 障害者の差別解消の推進等に関する取組
- (3) 北朝鮮による拉致問題の理解促進に関する取組
- (4) 新潟水俣病の教訓を生かす取組
- (5) 新型コロナウイルス感染症に係る差別・偏見、誹謗中傷等に関する取組

【新潟県人権教育・啓発推進基本指針の目標と基本理念】

すべての人の人権が尊重される社会づくりを目指し、「県民一人一人がすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう社会」の実現を目標とする。

そして、この実現に向けて、個人の価値観や文化の違いに偏見を持つことなく、一人一人の個性や多様性を認め合い、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付くよう教育・啓発を進める。

3 各課の事業概要

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|---------------------------------|-----------------|--|-----------------|--|---------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 第2章 様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進 | | | | | |
| 1 学校教育における人権教育の推進 | | | | | |
| 1 | 交流及び共同学習 | 特別支援学校・学級の児童生徒と、小・中学校の児童生徒の交流を行う。障害のある児童生徒と地域の人々と交流を行う。 | 0 | <p>○新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、特別支援学校と小中高等学校が、総合的な学習の時間や教科学習等において、オンライン等による間接的な交流及び共同学習の可能な範囲での実施</p> <p>○小中学校の特別支援学級と通常の学級が、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、教科学習等を通じた交流及び共同学習の可能な範囲での実施</p> | 義務教育課 |
| 2 | 人権教育、同和教育研修会 | 学校における人権教育、同和教育を推進するため、人権教育、同和教育連絡協議会を開催して、人権教育、同和教育の基本的な考え方及び実践の方法について研究協議する。また、各種研修を開催して指導者の資質向上を図る。 | 1,376 | <p>○人権教育、同和教育連絡協議会（令和2年4月22日・県立教育センター → 新型コロナウイルスの影響のため延期）</p> <p>○人権教育、同和教育指導者研修会（令和2年6月30日・新発田市立七葉小） → 新型コロナウイルスの影響のため中止、代替措置で対応</p> <p>○同和教育現地等研修会（上・中・下越の3地区で実施）</p> <p>○人権教育、同和教育主任等研修会（上・中・下越、佐渡の6会場、中越地区は3会場） → 新型コロナウイルスの影響のため中止、代替措置で対応</p> | 義務教育課 |
| 3 | 同和教育推進協議会 | 新潟県同和教育推進協議会を設置し、人権教育、同和教育の推進にかかわる諸問題について協議する。 | 1,196 | <p>○同和教育推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期 第1回令和2年5月29日 → 延期 第2回令和3年1月20日 ・会場 県庁 ・内容 人権教育、同和教育推進にかかわる諸課題についての協議 | 義務教育課 |
| 4 | 人権教育指導の手引き作成委員会 | 県教育委員会の人権教育基本方針を見直し、人権教育、同和教育の推進に資する。 | 190 | <p>○「新潟県人権教育基本方針」について、有識者による意見を参考にしながら見直しを行う。</p> <p>○実施 令和2年8月～令和3年3月</p> | 義務教育課 |
| 5 | 人権教育、同和教育担当者会議 | 高等学校における人権教育、同和教育の一層の推進を図るため、人権教育、同和教育についての理解を深め、情報交換及び研究協議を行って、指導者としての識見を高める。 | 291 | <p>○開催時期 令和2年5月25日</p> <p>○場所 県立教育センター</p> <p>○対象者 県立高等学校・県立中等教育学校人権教育、同和教育担当教員</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当指導主事講話（人権教育、同和教育の現状と課題等） ・実践発表（高校）、研究協議 ・講演 <p>*新型コロナウイルス感染症対策のため、担当課からの資料配付及び研修用動画の視聴等により、各校が課題レポートを作成し、担当課へ提出することにより代替</p> | 高等学校教育課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-----|-----------------|--|-----------------|---|---------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 6 | 人権教育、同和教育研修会 | 高等学校における人権教育、同和教育の一層の推進を図るため、人権教育、同和問題についての理解を深めるとともに、情報交換及び研究協議を行う。 | 359 | <ul style="list-style-type: none"> ○開催時期 令和2年11月12日 ○場所 県立教育センター ○対象者 公立高等学校・中等教育学校教員 ○内容 <ul style="list-style-type: none"> ・担当指導主事講話（人権教育、同和教育の現状と課題等） ・人権アクティビティ、研究協議 ・講演会 | 高等学校教育課 |
| 7 | 人権教育、同和教育指導者研修会 | 高等学校における人権教育、同和教育の一層の推進を図るため、人権教育、同和問題についての理解を深めるとともに、情報交換及び研究協議を行う、指導者としての識見を高める。 | 118 | <ul style="list-style-type: none"> ○開催時期 令和2年10月 ○場所 新発田市隣保館 ○対象者 県立高等学校・県立中等教育学校校長 ○内容 <ul style="list-style-type: none"> ・講演 ・現地研修 ・グループ協議 | 高等学校教育課 |
| 8 | 人権教育、同和教育現地研修会 | 各高等学校人権教育、同和教育担当者が同和地区を視察し、差別の実態を学ぶことにより本県人権教育、同和教育の一層の推進に資する。 | 160 | <ul style="list-style-type: none"> ○開催時期 令和2年9月 ○場所（3地区で実施） 魚沼市小出郷福祉センター、新発田市隣保館、上越市白山会館 ○対象者 県立高等学校・県立中等教育学校教員 ○内容 <ul style="list-style-type: none"> ・講演 ・現地研修 ・グループ協議 | 高等学校教育課 |
| 9 | 同和教育県内・外研修会 | 同和教育行政及び同和教育の推進について先進県等に学ぶ。 | 128 | <ul style="list-style-type: none"> ○全国人権・同和教育研究大会の参加をもって現地研修とする。 → 新型コロナウイルスの影響により来年度に延期 教育次長、義務教育課長、高等学校教育課長、生涯学習推進課長、義務教育課指導参事、各課担当 | 義務教育課 |
| 10 | 人権教育県指定校事業 | 人権教育、同和教育に関する指導方法の改善及び充実に資するため実践的な研究を行う。 | 165 | <ul style="list-style-type: none"> ○対象時期 令和2年度（令和2年度からの2年間） ○対象校 高田商業高等学校 ○内容 年間指導計画の作成、現地研修会や講演会及び公開授業の実施等 | 高等学校教育課 |
| 11 | 人権教育指定校事業 | 人権意識を培うための学校教育の在り方について実践研究を行い、指導方法の改善と充実に資する。 | 360 | <ul style="list-style-type: none"> ○対象時期 令和2年度（令和2年度から2年間） ○対象校 関川村立関川中学校 南魚沼市立北辰小学校 ○研究テーマ 関川中学校 「基本的人権を尊重し、自他の大切さを認め合う生徒の育成」 北辰小学校 「違いやよさを認め、思いやりのある言動がとれる子の育成」 | 義務教育課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|--------------------------|-------------------|--|-----------------|--|---------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 12 | 人権教育指定校事業 | 人権意識を培うための学校教育の在り方について実践研究を行い、指導方法の改善と充実を図る。 | 155 | ○対象時期 令和2年度(令和2年度からの2年間) ○対象校 長岡向陵高等学校 ○内容 年間指導計画の作成、現地研修会や講演会及び公開授業の実施等 | 高等学校教育課 |
| 13 | 人権教育、同和教育推進事業 | 学校が実施する生徒又は教職員を対象とする人権教育、同和教育に関する講演会の実施を支援する。 | 561 | ○対象時期 令和2年度 ○対象校 県立高等学校及び県立中等教育学校(35校) | 高等学校教育課 |
| 2 社会教育における人権教育の推進 | | | | | |
| 14 | 社会同和教育市町村巡回研修会 | 行政関係者、社会教育関係者、PTA関係者等を対象として同和教育に関する正しい理解を図るため、県内市町村を巡回して研修を行う。 | 192 | ○期日・会場 ・令和2年10月27日 阿賀野市ささかみ体育館 ・令和2年11月18日 妙高市妙高保健センター ・令和2年11月27日 南魚沼市コミュニティホールさわらび ・令和3年1月28日 長岡市さいわいプラザ ○対象者 市町村教育行政関係者、社会教育関係団体関係者等 ○内容 県所管事項の説明、講義等 | 生涯学習推進課 |
| 15 | 人権教育指導者研修会 | 地域、学校等で指導的役割を担っている方等を対象に、改めて人権の重要性の認識を深めるための研修会を行う。 | 516 | ○期日 令和2年11月1日 ○会場 中越地区 ○対象者 行政職員、社会教育関係者、企業の人権教育担当者等 ○内容 DVD視聴、講義等 | 生涯学習推進課 |
| 16 | 社会同和教育学習資料による周知啓発 | 社会同和教育学習資料「わたしとあなたのために今」を印刷し、各種研修会等で活用する。 | 55 | ○「わたしとあなたのために今」の1,500部印刷 ○県教育委員会が実施する各種人権教育研修会等で活用する。 | 生涯学習推進課 |
| 17 | 人権教育市町村行政担当者研究協議会 | 市町村教育委員会生涯学習、社会教育主管課人権教育担当者等の共通理解と資質の向上を目指し、研究協議を行う。 | 85 | ○期日 令和2年9月9日 ○会場 県立生涯学習推進センター ○対象者 市町村教育委員会生涯学習、社会教育主管課人権教育担当者等 ○内容 県所管事項の説明、実践報告、講義、研究協議 | 生涯学習推進課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|----------------------------|-------------------------------|---|-----------------|--|------------------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 3 企業・団体等に対する人権啓発の推進 | | | | | |
| 18 | 企業の社会的責任と人権講演会 | 県内の企業管理者、経営者を対象に、企業における人権問題に対する理解と取組の一助となるために先進企業の人権担当者等による人権講演会及び説明会を行う。 | 1,000 | ○期 日 未定 ○場 所 未定 ○対象者 県内の企業管理者、経営者 ○内 容 未定 | 福祉保健課 |
| 19 | 人権問題啓発事業「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業 | 農林漁業団体等の管理職を対象に、人権問題に関する啓発活動を実施する。 | 350 | ○時期：令和2年7月～令和3年2月 ○内容：農林漁業各団体と人権問題に関する意見交換等を行うとともに、職員の指導的立場である管理職等を対象とした研修会等を開催することにより、人権についての意識啓発を行う。 | 地域農政推進課 農地計画課 |
| 4 県民に対する人権啓発の推進 | | | | | |
| 20 | 人権を大切に する県民の つどい | 人権週間に合わせて広く県民に人権についての正しい理解を深めてもらうため、人権啓発イベントを開催する。 | 1,224 | ○期 日 令和2年11月7日 ○場 所 いくとびあ食花 ○対象者 県民 ○内 容 ステージイベント、パネル展、街頭啓発活動等 | 福祉保健課 |
| 21 | 人権啓発ビデオ・フィルム貸出 | 学校、企業、市町村等で職員を対象とした人権啓発の研修を行う際の人権啓発に関するビデオ・DVD・フィルムの貸出を行う。 | 0 | ○ビデオ・DVD・フィルム所蔵数 200本 | 福祉保健課 |
| 22 | 人権啓発キャラバン | 訪問する小学校で人権教育を行うとともに、広く県民に対する人権意識の高揚を図るため、人権啓発バスによるキャラバンを実施する。 | 580 | ○期 日 新型コロナウイルス感染症の影響を受け中止 ○場 所 県内小学校 ○内 容 各小学校を巡回し、人権ハートのかげらを集めるとともに、訪問する小学校において人権について学習を行う。 | 福祉保健課 |
| 23 | 人権講演会・人権映画上映会 | 広く県民に人権についての正しい理解を深めてもらうため、人権講演会、人権映画上映会を開催する。 | 647 | 【講演会】 ○期 日 新型コロナウイルス感染症の影響を受け中止 ○場 所 新潟市内 ○対象者 県民 ○内 容 ー 【映画上映会】 ○期 日 令和2年12月5日 ○場 所 新潟市 新潟市民プラザ ○対象者 県民 200名 ○内 容 未定 | 福祉保健課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|------------------------------------|-----------------------|--|-----------------|---|--------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 24 | テレビスポット | 県民の人権に関する関心を喚起するとともに、人権意識の高揚を図るため、テレビスポットを放映する。 | 4,550 | ○人権週間に合わせて放映する。 | 福祉保健課 |
| 25 | ラジオ・インターネット・地域総合情報誌広告 | 県民の人権に関する関心を喚起するとともに、人権意識の高揚を図るため、ラジオスポット等による啓発を行う。 | 750 | ○人権週間に合わせて実施する。 | 福祉保健課 |
| 26 | 人権啓発リーフレットの配布 | 県民の人権問題に関する関心を喚起するとともに、人権意識の高揚を図るため、人権啓発リーフレットを配布する。 | 200 | ○作成部数 1,000部 ○配布先 県民（講演会・県民のつどいにおける配布等） | 福祉保健課 |
| 27 | 新聞広告 | 県民の人権に関する関心を喚起するとともに、人権意識の高揚を図るため、新聞広告を掲載する。 | 2,374 | ○掲載段数 10段 ○掲載先 新潟日報社 ○人権週間を中心に掲載する | 福祉保健課 |
| 28 | 横断幕の掲出 | 県民の人権に関する関心を喚起するとともに、人権意識の高揚を図るため、横断幕を掲出する。 | 0 | ○場 所 県庁前十字路 ○掲出期間 令和2年11月～12月 | 福祉保健課 |
| 29 | 人権啓発物品の配布 | 県民の人権問題に関する関心を喚起するとともに、人権意識の高揚を図るため、人権啓発物品を配布する。 | 162 | ○配布物品 クリアファイル、ツインペンなど ○配布先 県民（イベント時に配布） | 福祉保健課 |
| 30 | 人権の花事業 | 児童が花の育成を通じ、協力や命の大切さを実感する中で、人権意識の高揚を図るため、プランターと花の種子を配布する。 | 1,290 | ○配布物品 球根、種子、プランターなど ○配布先 県内小学校等87校 | 福祉保健課 |
| 31 | スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動 | 県民の人権に関する関心を喚起するとともに、人権意識の高揚を図るため、アルビレックス新潟、アルビレックス新潟レディース及び新潟アルビレックスBCと連携協力した人権啓発活動を行う。 | 2,576 | ○場 所 県内サッカー場、野球場 ○対象者 県民 ○内 容 啓発物品の配布、横断幕の掲出、選手による人権メッセージの披露等 | 福祉保健課 |
| 5 インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進 | | | | | |
| 32 | 啓発資料の作成、配布 | 県内の青少年を対象に健全育成の啓発を目的としたリーフレットを作成する。 | 200 | ○リーフレット ・対象 小学校から高等学校までの児童・生徒及び保護者 ・配布時期 11月以降随時 | 子ども家庭課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-------------------------|----------------------------|---|-----------------|---|-----------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 33 | インターネットによる情報発信 | 新潟県警ホームページを活用し、児童買春、児童ポルノの被害防止や、「フィルタリング機能」の活用及びいじめ相談窓口について、情報発信を行う。 | 0 | ○掲載内容 ・少年相談窓口の案内 ・少年の健全育成に関する情報 | 警察本部少年課 |
| 34 | 教職員に対する研修 | 教職員を対象にして、インターネットによる人権侵害等に関する研修及び啓発活動を実施する。 | 0 | ○各種研修会における教職員の研修 ○教育月報等を利用した啓発活動の実施 | 義務教育課 |
| 第3章 分野別人権施策の推進 | | | | | |
| 1 女性 | | | | | |
| ○ 男女平等を推進する社会づくり | | | | | |
| 35 | 公益財団法人新潟県女性財団事業費補助事業 | 公益財団法人新潟県女性財団が実施する事業に要する経費を補助し、男女平等社会の形成のために、官民の協働を進めていく。 | 27,297 | ○補助事業 ・専門性の向上を目指した人材育成事業の充実 ・市町村や民間団体のネットワーク化支援と交流促進 ・情報発信の充実 | 男女平等社会推進課 |
| 36 | 啓発資料の配布 | 性別による固定的な役割分担意識の解消を図り、男女平等への理解を深めるため、啓発用パンフレットを県民各層に幅広く配布する。 | 0 | ○パンフレット 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例のあらまし、計画の冊子・ダイジェスト版、啓発冊子 ○配布対象 当課事業等の参加者等 | 男女平等社会推進課 |
| 37 | 男女平等社会推進課だより「ふれ愛ほっとらいん」の発行 | 県、国、市町村の男女平等推進施策に関する取組や新潟県女性財団の事業について周知を図るとともに、男女平等に関するデータ紹介などにより、県民の意識啓発及び市町村の取組促進を図ることを目的として情報紙を発行する。 | 0 | ○発行頻度 年4回 ○配付先 市町村、ハッピー・パートナー企業、女性団体 等 ○その他 県のホームページに掲載 | 男女平等社会推進課 |
| 38 | インターネットによる情報発信 | ホームページ等を活用し、男女平等社会の形成に向け、広く県民等に対して各種情報発信や啓発活動を行う。 | 0 | ○掲載内容 ・「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」 ・「第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」 ・男女平等社会推進課の事業 ・男女平等社会推進課情報紙「ふれ愛ほっとらいん」等 | 男女平等社会推進課 |
| 39 | 男女平等社会の形成推進事業 | 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて、県民の理解を深めるための意識啓発を図る。 | 1,686 | ○内容 ・「第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の推進状況（年次報告書）の作成・公表 ・次期新潟県男女共同参画計画の策定 ・県民意識調査の実施 ・男女共同参画推進体制づくり支援 ・各種フェスタ男女共同参画コーナー設置事業 | 男女平等社会推進課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|------------------------|---------------------------|---|-----------------|--|-----------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 40 | 図書情報ルームの充実 | 新潟ユニゾンプラザ2階にある図書情報ルームにおいて、男女平等推進関連の出版物やビデオ等の購入により情報の充実を図る。 | 271 | ○内容 出版物やビデオ等の購入 | 福祉保健課 |
| 41 | DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業 | 民間シェルター等の取組促進を通じて、地域社会におけるセーフティネット機能を強化する。 | 9,081 | ○市町村への補助事業 ・受け入れ体制整備事業 ・専門的・個別支援事業 ・切れ目ない総合的支援事業 | 子ども家庭課 |
| ○ 女性が活躍できる社会づくり | | | | | |
| 42 | 審議会等への女性登用の促進 | 県の審議会等における女性委員の登用を図るため、登用目標数値40%以上(令和2年度以降)の達成を目指して、「審議会等委員への女性の登用推進要綱」に基づき計画的な登用及び計画の進行管理を行うとともに、女性委員の登用状況を毎年6月1日現在で調査し、結果を公表する。 | 0 | ○内容 ・各審議会等における女性委員の登用状況を把握・公表 ・男女平等社会推進施策調整会議及び同幹事会で女性委員の登用促進の取組について協議 | 男女平等社会推進課 |
| 43 | 市町村男女平等推進主管課長会議 | 市町村男女平等推進主管課長会議を開催し、県及び市町村の男女平等推進の取組の状況等の情報提供を行い、市町村との連携により男女平等社会の形成に向けた施策を推進する。 | 67 | ○内容 ・男女平等推進に関する講演 ・男女平等推進関係事業説明 | 男女平等社会推進課 |
| 44 | 市町村における男女平等推進施策推進状況調査 | 市町村の男女平等施策推進体制、男女平等推進関連事業の実施状況、審議会等委員への女性の登用状況等を把握し分析することにより、市町村の施策の推進に役立てることを目的として、調査を行い公表する。 | 0 | ○調査項目 ・男女共同参画政策の所管課の状況 ・男女共同参画計画等の策定状況 ・庁内連絡会議の設置状況 ・懇談会・諮問機関の設置状況 ・男女共同参画関連予算・事業 等 | 男女平等社会推進課 |
| 45 | 啓発資料の配布 | 性別による固定的な役割分担意識の解消を図り、男女平等への理解を深めるため、啓発用パンフレットを県民各層に幅広く配布する。 | 0 | ○パンフレット 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例のあらまし、計画の冊子・ダイジェスト版、啓発冊子 ○配布対象 当課事業等の参加者等 | 男女平等社会推進課 |
| 46 | 女性人材リストの充実 | 県の審議会等委員への女性登用及び市町村への情報提供を推進するため、県内の女性の人材情報を収集し、「女性人材リスト」として情報提供する。 | 0 | ○内容 人材情報の収集 | 男女平等社会推進課 |
| 47 | 公益財団法人新潟県女性財団事業費補助事業 | 公益財団法人新潟県女性財団が実施する事業に要する経費を補助し、男女平等社会の形成のために、官民の協働を進めていく。 | 27,297 | ○補助事業 ・専門性の向上を目指した人材育成事業の充実 ・市町村や民間団体のネットワーク化支援と交流促進 ・情報発信の充実 | 男女平等社会推進課 |

NO. 36
再掲NO. 35
再掲

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-------------------------------------|------------------|---|-----------------|---|-----------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 48 | 男女平等推進相談員配置事業 | 「男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づき、性別による差別的取扱いなど男女平等社会の形成を阻害する様々な問題に関する、県民等からの相談に応ずる。 | 7,687 | ○内容 男女平等推進相談員の配置 | 男女平等社会推進課 |
| ○ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり | | | | | |
| 49 | “企業と女性”やる気応援事業 | 男女の働き方の見直し、仕事と家庭・地域活動を両立できる環境整備や、女性労働者の能力活用に取り組む企業を登録し、取組促進を図る。 女性のチャレンジを支援するポータルサイトの運営により、女性の社会参画を支援する。 | 472 | ○ハッピー・パートナー企業登録 ・登録促進（取組の広報） ・登録企業交流会議 ○ハッピー・パートナー企業PR ○女性のチャレンジサイトの運営 | 男女平等社会推進課 |
| 50 | にいがた女性活躍推進事業 | 女性の職業生活における活躍を推進するため、企業経営者層の意識改革の取組や女性のキャリア形成支援等を行う。 | 11,500 | ○内容 ・働く女性のキャリア形成支援 ・女性の活躍の施策を推進する市町村への補助 | 男女平等社会推進課 |
| 51 | 新潟県特別保育事業 | 未満児及び障害児に対する保育に要する経費を補助する。 | 821,486 | ○補助対象 【未満児】2歳未満児が3名以上入所している私営保育所 【障害児】対象児童が1名以上入所している私営保育所 | 子ども家庭課 |
| 52 | 放課後児童健全育成事業 | 市町村が実施する放課後児童健全育成事業に要する費用を補助する。 | 1,162,795 | ○放課後児童クラブの運営費等に対する補助 | 子ども家庭課 |
| 53 | ワーク・ライフ・バランス推進事業 | ワーク・ライフ・バランスの推進と育児・介護休業制度等の定着促進を図るため、啓発資料の作成等を行う。 | 712 | ○啓発資料の作成 ・仕事と育児・介護の両立のために 24,000部（予定） ・父親向けリーフレット 19,000部（予定） ・雑誌等での制度広報 | しごと定住促進課 |
| 54 | 働き方改革取組企業支援事業 | ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む中小企業等の働きやすい職場環境づくりに向けた支援を実施するとともに、その取組方法や効果を県内企業に周知し、普及を図る。 | 4,548 | ○モデル企業へのコーディネーター派遣によるワーク・ライフ・バランス推進の取組支援 ○企業内でワーク・ライフ・バランスを推進するリーダー養成講座の実施 ○企業向けパンフレットの作成 | しごと定住促進課 |
| 55 | 働き方改革推進プロジェクト事業 | 働き方改革に対する社会的な理解を深め、長時間労働を是正するために、政労使が一体となった取組を展開する。 | 3,620 | ○わくわくワークにいがたキャンペーン ・取組企業、関連イベント情報の集約・発信 | しごと定住促進課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 | |
|-----------------------|------------------------------|--|--------------------|---|-----------|--------------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | | |
| 56 | 男性の育児休業取得促進事業 | 男性労働者が育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組む事業主及び育児休業を取得した労働者に助成金を支給する。 | 9,000 | ○助成金交付対象 ・イクメン応援プラス認定企業の県内事業所に勤務する男性労働者が所定の育児休業を取得した場合 ○助成額 ・育児休業の取得1回につき、事業主及び労働者に対し各5万円 | しごと定住促進課 | |
| 57 | にいがた農業「新3K」人づくり事業 | 本県農業の次代の担い手の確保・育成を促進するため、就農希望者に対する相談体制を整備するとともに、就農から就農後の定着まで一貫した支援を実施する。 | 39,449のうち 2,604 | ○就農相談窓口の設置及び県内外での相談活動を支援 ○新規就農者や起業を目指す女性農業者等への経営管理指導や研修会等を実施 | 経営普及課 | |
| 58 | 女性・高齢者等新規就業促進プロジェクト | 現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業を支援するため、対象者の掘り起こし、企業の職場環境改善支援やマッチング等を、官民連携プラットフォームを形成し、一体的に実施する。 | 16,319 | ○事業内容 対象者へのアプローチ・掘り起こし・就業への誘導、企業側の受入環境整備支援、マッチング等 | しごと定住促進課 | |
| 59 | 啓発資料の配布 | 性別による固定的な役割分担意識の解消を図り、男女平等への理解を深めるため、啓発用パンフレットを県民各層に幅広く配布する。 | 0 | ○パンフレット 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例のあらまし、計画の冊子・ダイジェスト版、啓発冊子 ○配布対象 当課事業等の参加者等 | 男女平等社会推進課 | NO. 36 再掲 |
| 60 | 男女平等推進相談員配置事業 | 「男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づき、性別による差別的取扱いなど男女平等社会の形成を阻害する様々な問題に関する、県民等からの相談に応ずる。 | 7,687 | ○内容 男女平等推進相談員の配置 | 男女平等社会推進課 | NO. 48 再掲 |
| 61 | 配偶者暴力被害者支援体制強化事業(関係者資質向上事業費) | いわゆるドメスティック・バイオレンスの根絶に向けて、福祉、保健、教育、医療、警察、司法、民間団体等の関係機関と連携して、被害にあった女性の相談や保護・自立支援に努めるため、連絡会議及び研修会等を開催する。 | 584 | ○関係機関の代表による「配偶者暴力防止連絡会議」の開催(令和3年2月頃、対象 32機関) ○関係機関の実務担当者による「配偶者暴力防止実務担当者会議」の開催 ○市町村等の担当者を対象とした研修等の実施 ○講演会の開催(対象 関係機関、県民) | 子ども家庭課 | |
| ○ 施策の総合的・計画的推進 | | | | | | |
| 62 | 男女平等推進施策調整会議の開催 | 男女平等推進に関する基本的方針の検討、施策の総合的な推進、及び関係部局間の連絡調整を図る。 | 0 | ○構成メンバー ・議長 知事 ・副議長 副知事 ・構成員 各部局長、教育長、県警察本部長 20名 計22名 | 男女平等社会推進課 | |
| 63 | 男女平等社会推進審議会開催 | 男女平等社会の形成に向けて、総合的な施策の推進を図るため、各方面から意見聴取を行い、県の施策に反映させる。 | 438 | ○男女平等社会推進審議会 ・構成 20名 ・開催回数 年2回程度 | 男女平等社会推進課 | |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 | |
|-----|-----------------------|--|-----------------|---|-----------|--------------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | | |
| 64 | 公益財団法人新潟県女性財団事業費補助事業 | 公益財団法人新潟県女性財団が実施する事業に要する経費を補助し、男女平等社会の形成のために、官民の協働を進めていく。 | 27,297 | ○補助事業 ・専門性の向上を目指した人材育成事業の充実 ・市町村や民間団体のネットワーク化支援と交流促進 ・情報発信の充実 | 男女平等社会推進課 | NO. 35 再掲 |
| 65 | 男女平等推進相談員配置事業 | 「男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づき、性別による差別的取扱いなど男女平等社会の形成を阻害する様々な問題に関する、県民等からの相談に応ずる。 | 7,687 | ○内容 男女平等推進相談員の配置 | 男女平等社会推進課 | NO. 48 再掲 |
| 66 | 市町村における男女平等推進施策推進状況調査 | 市町村の男女平等施策推進体制、男女平等推進関連事業の実施状況、審議会等委員への女性の登用状況等を把握し分析することにより、市町村の施策の推進に役立てることを目的として、調査を行い公表する。 | 0 | ○調査項目 ・男女共同参画政策の所管課の状況 ・男女共同参画計画等の策定状況 ・庁内連絡会議の設置状況 ・懇談会・諮問機関の設置状況 ・男女共同参画関連予算・事業 等 | 男女平等社会推進課 | NO. 44 再掲 |
| 67 | 男女平等社会の形成推進事業 | 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて、県民の理解を深めるための意識啓発を図る。 | 1,686 | ○内容 ・「第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の推進状況（年次報告書）の作成・公表 ・次期新潟県男女共同参画計画の策定 ・県民意識調査の実施 ・男女共同参画推進体制づくり支援 ・各種フェスタ男女共同参画コーナー設置事業 | 男女平等社会推進課 | NO. 39 再掲 |
| 68 | 市町村男女平等推進主管課長会議 | 市町村男女平等推進主管課長会議を開催し、県及び市町村の男女平等推進の取組の状況等の情報提供を行い、市町村との連携により男女平等社会の形成に向けた施策を推進する。 | 67 | ○内容 ・男女平等推進に関する講演 ・男女平等推進関係事業説明 | 男女平等社会推進課 | NO. 43 再掲 |
| 69 | 市町村男女平等推進担当者研修会 | 市町村の男女平等推進施策を支援するため、市町村男女平等推進担当者に対して研修を実施する。 | 0 | ○内容 ・担当者基礎研修会 ・男女共同参画推進体制づくり研修会 | 男女平等社会推進課 | |
| 70 | 図書情報ルームの充実 | 新潟ユニゾンプラザ2階にある図書情報ルームにおいて、男女平等推進関連の出版物やビデオ等の購入により情報の充実を図る。 | 271 | ○内容 出版物やビデオ等の購入 | 福祉保健課 | NO. 40 再掲 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-------------------|-----------------------|--|-----------------|---|-------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 2 子ども・若者 | | | | | |
| ○ いじめ防止の推進 | | | | | |
| 71 | 教育相談センター | 県立教育センターの相談機能の拡充を図り、教育相談指導体制の充実を図る。 | 2,352 | ○電話相談（悩みごと相談テレホン）の実施 ○来所相談業務の実施 相談員を1名配置し、電話相談及び来所相談に対応する。 | 生徒指導課 |
| 72 | スクールカウンセラー等配置拡充事業 | 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識経験を有するスクールカウンセラー等を小・中学校・義務教育学校等に配置する。 | 129,581 | ○すべての公立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校に配置。 ○勤務は原則、年34週、年間238h。 | 生徒指導課 |
| 73 | スクールカウンセラー等活用事業 | 生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識経験を有するスクールカウンセラー等を、県立中等教育学校に配置する。 | 2,491 | ○全ての県立中等教育学校に配置 ○勤務は原則、年35週、週1日、1日当たり4時間 | 生徒指導課 |
| 74 | 高等学校スクールカウンセラー活用事業 | 生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識経験を有するスクールカウンセラーを、県立高等学校に配置する。 | 60,810 | ○全ての県立高等学校本校・分校に配置 ○勤務は原則、年35週、1日当たり4時間。定時制・通信制高校は週当たり10～12時間配置。 | 生徒指導課 |
| 75 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 上・中・下越教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、市町村立小・中学校等の支援体制を整備する。 | 28,640 | ○上越・下越に各2人、中越に3人配置 ○勤務は原則、年間180日、週4日、1日当たり7.5時間 | 生徒指導課 |
| 76 | 高等学校スクールソーシャルワーカー活用事業 | 生徒指導課にスクールソーシャルワーカーを配置し、県立学校の支援体制を整備する。 | 18,783 | ○生徒指導課に4名配置 ○勤務は原則、年間180日、週4日、1日当たり7.5時間 | 生徒指導課 |
| 77 | いじめ見逃しゼロ推進事業 | いじめ等の問題行動や不登校の解消及び未然防止に向けて、学校、家庭、地域が一体となった運動を展開し、児童生徒の豊かな人間性を育成する。 | 6,943 | ○担当指導主事、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等で構成する「総合支援チーム」の派遣 ○「深めよう 絆 にいがた県民会議」を主体とした社会全体への啓発活動、児童生徒の健全育成支援活動 ○小・中学校計10校による「いじめの未然防止実践研究パイロット事業」の実施 | 生徒指導課 |
| 78 | いじめ相談電話24時間体制整備 | いじめ問題等に悩む子どもや保護者が、相談したいときにいつでも相談できるように、相談電話窓口を休日も含めて24時間開設する。 | 6,566 | ○平日の昼間（8時30分～17時15分）は生徒指導課の専用電話で対応。 ○平日の夜間（17時15分～8時30分）は転送電話システムにより、民間委託した相談員が専用電話で対応。 ○土日、祝祭日、年末年始等の休日は、全日、転送電話システムにより、民間委託した相談員が専用電話で対応。 | 生徒指導課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|---------------------|--------------------|--|-----------------|---|----------------------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 79 | いじめ相談メール 窓口運営 | 悩みを抱える児童生徒や保護者のメールによる初期相談を受けることにより、相談しやすい環境を整える。 メールによる初期相談を受け付けることにより、相談者が抱える悩みの解決に向け、相談電話や来所相談につないでいく体制を整備する。 | 205 | ○毎日、24時間受付 ○平日の8時30分から17時15分まで、生徒指導課の担当指導主事による返信。 ○平日の夜間（17時15分～8時30分）及び休日は自動応答により、相談者に対応。 | 生徒指導課 |
| 80 | いじめ防止に関するホームページ充実費 | いじめ防止等に係る取組を広報するとともに、生徒指導上の悩みを抱える児童生徒や保護者を支援するための情報を発信し、児童生徒が安心して生活できる環境を整備する。 | 2,474 | ○「新潟県いじめ対策ポータル」と題し、悩みを抱える児童生徒や保護者を元気づけたり、支えたりできるような、いじめ防止等に関する情報や気軽に相談できる窓口等を積極的に発信するホームページを運営。 | 生徒指導課 |
| 81 | SNSを活用した相談体制整備 | 児童生徒を取り巻く情報環境の変化に伴い、SNSを活用した相談体制を構築し、児童生徒の悩みをすくい上げ、いじめ等の早期発見、適切かつ迅速な対応に努め、重大事案発生の未然防止を目指す。 | 30,133 | ○県内の中高生を対象。 ○平日は17時から22時までの5時間、休日は15時から20時までの5時間、いじめ等に関する相談を受け付け。 ○児童生徒に多く利用されているSNSツールであるLINEを活用。 ○民間委託した臨床心理士などの有資格者が相談員となって対応。 | 生徒指導課 |
| ○ 児童虐待防止への取組 | | | | | |
| 82 | 児童虐待防止強化事業 | 深刻化する児童虐待の未然防止と早期対応、適切なケアのため、県民に対する意識啓発や相談窓口の紹介等の広報普及活動を行う。また、福祉、保健、教育、医療、警察、司法等の関係機関の連携を強化するための会議や研修会等を実施する。 | 1,131 | ○関係機関・団体の代表者による「県要保護児童対策地域協議会」の開催 （令和3年2月頃、対象 34機関） ○「支援検討専門会議」の開催 （児童相談所職員を対象とした医学的、法学的な専門的助言） ○「地区別会議、研修」の開催 （児童相談所の管轄地域ごとに関係機関で会議、研修を行う。） ○「乳幼児虐待予防研修」の開催 （対象 市町村、医療機関等関係者） ○各種媒体での広報・啓発 | 子ども家庭課 |
| 83 | 子どもに対する安全教育の実施 | 学校の教職員・子ども等対象の防犯研修（教室）・訓練等を支援する。 | 0 | 市町村教委等が開催する幼稚園、小中学校の担当教職員や児童等対象の防犯研修（教室）、訓練、地域安全マップの作成等を支援する。 | 保健体育課 警察本部生活安全企画課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|----------------------------------|---------------------|--|-----------------|--|----------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| ○ 要保護児童の権利擁護対策 | | | | | |
| 84 | 社会福祉施設等指導監査事務 | 児童福祉施設等の運営が適正に行われるよう、施設等の指導監査を行う。 (児童の権利擁護に関する職員研修等を行うよう指導) | 2,450 | ○児童福祉施設に対する指導監査 ・乳児院 ・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・母子生活支援施設 | 国保・福祉指導課 |
| ○ 児童買春・児童ポルノ等の根絶に向けた取組の推進 | | | | | |
| 85 | 啓発活動への協力 | 青少年育成団体・保護司会等を中心した啓発活動への協力 | 0 | ○関係団体と協力し、啓発活動を実施 | 子ども家庭課 |
| 86 | 教職員に対する啓発 | 性的非行、有害サイトの利用等の防止にかかわる啓発活動を実施する。 | 0 | ○生徒指導にかかわる研修会での啓発活動の実施 | 生徒指導課 |
| 87 | 「少年サポートセンター」による支援活動 | 児童買春や児童ポルノ及びいじめ等の再被害防止のため、「少年サポートセンター」において、少年相談や支援活動を実施する。 | 2,593 | ○関係機関と連携し、再被害防止に向けた少年相談や支援活動を実施 | 警察本部少年課 |
| ○ 有害情報からの遮断に向けた啓発 | | | | | |
| 88 | 図書类等自動販売機立入調査 | 図書类等自動販売機立入調査 | 27 | ○実施時期 随時 ○内 容 地域機関、子ども家庭課にて調査等を実施 ○予 算 旅費 | 子ども家庭課 |
| 89 | 啓発資料の作成、配布 | 県内の青少年を対象に健全育成の啓発を目的としたリーフレットを作成する。 | 200 | ○リーフレット ・対象 小学校から高等学校までの児童・生徒及び保護者 ・配布時期 11月以降随時 | 子ども家庭課 |
| 90 | 児童・保護者に対する啓発 | 学校の児童、保護者、教職員対象に啓発活動を実施する。 | 0 | ○学校における講習会を開催し、児童買春や児童ポルノ及びいじめ被害の未然防止を目的とした啓発を実施 | 警察本部少年課 |
| 91 | インターネットによる情報発信 | 新潟県警ホームページを活用し、児童買春、児童ポルノの被害防止や、「フィルタリング機能」の活用及びいじめ相談窓口について、情報発信を行う。 | 0 | ○掲載内容 ・少年相談窓口の案内 ・少年の健全育成に関する情報 | 警察本部少年課 |

NO. 32
再掲NO. 33
再掲

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|----------------------|-----------------------|--|-----------------|---|---------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| ○ 子どもの貧困対策の推進 | | | | | |
| 92 | 奨学のための給付金事業 | 全ての意思ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に奨学のための給付金を支給し、支援を行う。 | 427,155 | ○7月 全生徒に給付金のリーフレットを配布 ○9月 対象と思われる生徒に申請書類等を送付し、申請漏れを可能な限り防止 ○11月 申請書審査後、認定通知 ○12月 給付金支給 | 財務課 |
| 93 | 特別支援学校児童生徒就学奨励費 | 特別支援学校へ就学する幼児児童生徒の保護者に対し、学校用品購入費等について経済的援助を行う。 | 431,086 | 特別支援学校等に就学する児童生徒を対象に、就学奨励事業を実施する。 | 義務教育課 |
| 94 | 特別支援学校高等部生徒共生社会推進強化事業 | 福祉や労働機関との密接な連携体制の構築、障害者雇用に係る理解啓発を推進するとともに、働きながら訓練する機会を保障する。 | 79,992 | 働きながら訓練ができるよう、特別支援学校に業務補助員（障害者限定）を配置する。 高等部生徒の就業促進、就労定着を図るよう、就労促進コーディネーターを配置する。 | 義務教育課 |
| 95 | 地域人材活用による学力向上事業 | 学習状況や家庭環境等により、学習が遅れがちな児童生徒一人一人にきめ細やかな学習支援を行うため、指導員を学校に派遣する。 | 2,850 | 学習状況や家庭環境等により、学習が遅れがちな児童生徒一人一人にきめ細やかな学習支援を行うため、指導員を学校に派遣している市町村に補助金を交付する。 | 義務教育課 |
| 96 | 県奨学金貸付金 | 教育の機会均等を図るため、経済的理由により修学困難な者に学費を貸与する。 | 242,491 | 経済的理由により修学困難な者に対し、奨学金等の貸与及び給付を行うことにより、教育の機会均等を図る。今年度は継続及び新規で申請のあった者に対し貸付予定。 | 高等学校教育課 |
| 97 | 県奨学金給付金 | 意欲と能力のある者が経済的理由によって大学への進学を断念することがないよう、進学の後押しをするため、奨学金を給付する。 | 32,400 | 意欲と能力のある者が、経済的理由によって大学への進学が断念することがないよう、進学の後押しをする。昨年度からの継続の者に対して給付を予定。 | 高等学校教育課 |
| 98 | 就学援助費（医療費・学校給食費） | 中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部・中等部）に在籍し、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し就学援助を行う。 | 4,538 | 学校給食費 97人 医療費 17人 | 保健体育課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 | |
|-----|-----------------------------|---|-----------------|--|---------|-------------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | | |
| 99 | 放課後・土曜日の 良好な教育環境づくり総合対策費 | 放課後子供教室や地域未来塾、土曜学習の取組拡大に向けて、教室未実施地域に先進的な教室から講師を派遣する。講師の指導により、暫定的に教室を実施することにより企画や運営のノウハウを伝え、次年度の取組実施に結び付ける。 また、土曜学習に取り組む市町村に対し、運営方法等を検討する運営委員会の設置、土曜教育コーディネーター・土曜教育推進員等の配置、教育支援活動の実施等への補助を行う。 | 2,737 | ○実施市町村・地域拡大に向けた補助 (1) 学習支援トライアル ・対象 放課後子供教室や地域未来塾、土曜学習未実施地域(3市町村程度) (2) 土曜学習モデル事業 ・1か所 上限200千円 | 生涯学習推進課 | |
| 100 | スクールカウンセラー等活用事業 | 生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識経験を有するスクールカウンセラー等を、県立中等教育学校に配置する。 | 2,491 | ○全ての県立中等教育学校に配置 ○勤務は原則、年35週、週1日、1日当たり4時間 | 生徒指導課 | NO.73 再掲 |
| 101 | 高等学校スクールカウンセラー活用事業 | 生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識経験を有するスクールカウンセラーを、県立高等学校に配置する。 | 60,810 | ○全ての県立高等学校本校・分校に配置 ○勤務は原則、年35週、1日当たり4時間。定時制・通信制高校は週当たり10～12時間配置。 | 生徒指導課 | NO.74 再掲 |
| 102 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 上・中・下越教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、市町村立小・中学校等の支援体制を整備する。 | 28,640 | ○上越・下越に各2人、中越に3人配置 ○勤務は原則、年間180日、週4日、1日当たり7.5時間 | 生徒指導課 | NO.75 再掲 |
| 103 | 高等学校スクールソーシャルワーカー活用事業 | 生徒指導課にスクールソーシャルワーカーを配置し、県立学校の支援体制を整備する。 | 18,783 | ○生徒指導課に4人配置 ○勤務は原則、年間180日、週4日、1日当たり7.5時間 | 生徒指導課 | NO.76 再掲 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-----------------------------|--------------------------|--|-----------------|---|----------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| ○ ひきこもりとなった子どもなどへの対応 | | | | | |
| 104 | 就職氷河期世代等自立支援ネットワーク化推進事業 | 地域若者サポートステーションを中心とした支援機関等の相互連携及びネットワーク化を図るため、講演会等を実施する。 | 650 | <ul style="list-style-type: none"> ○期 日 未定 ○場 所 県内5か所(新潟・下越・三条・長岡・上越) ○対象者 若者支援機関、生活困窮者支援機関、市町村、ハローワーク、教育関係者、医療関係者等 ○内 容 <ul style="list-style-type: none"> ・就職氷河期世代の自立支援をテーマにした講演会等 ・就職氷河期世代等無業者の支援機関との連絡調整等 ・協力企業、就労先企業の開拓等 | しごと定住促進課 |
| 105 | 就職氷河期世代等無業者職場実習受入促進事業 | 地域若者サポートステーションの斡旋により、就職氷河期世代等無業者が職場実習(企業での短期就業体験)を行う場合に、実習受入企業に対して協力費を支給することで、就職氷河期世代等無業者の職場実習の機会拡大を図る。 | 1,267 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業内容 地域若者サポートステーションの斡旋により実施する就職氷河期世代等無業者の職場実習を受け入れた企業に対し、協力費(1,000円/日)を支給する。 | しごと定住促進課 |
| 106 | ひきこもり地域支援センター事業 | 就学、就労の問題等様々な要因によりひきこもりを続けている当事者やその家族等に対し、専門的な支援を早期に行うなど、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、当事者及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。 | 1,075 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・専門相談 ・ひきこもり対策連絡協議会の開催 ・関係機関職員等研修会の開催 ・普及啓発 | 障害福祉課 |
| 107 | 不登校児童生徒体験活動推進事業「はつらつ体験塾」 | 不登校傾向にある児童生徒及びその保護者を対象に自然体験活動等を実施し、集団への適応性、円滑な人間関係づくりや自立への一助とする。 | 1,572 | <p><第1回(新潟県少年自然の家)>※中止 スマイルキャンプ 5月16日(土) フレンドリーキャンプ 6月13日(土)～14日(日) チャレンジキャンプ 7月11日(土)～12日(日)</p> <p><第2回(国立妙高青少年自然の家)> スマイルキャンプ 9月19日(土) フレンドリーキャンプ 10月24日(土)～25日(日) チャレンジキャンプ 11月21日(土)～22日(日)</p> <p><第3回(新潟県少年自然の家)> スマイルキャンプ 12月12日(土) フレンドリーキャンプ 1月9日(土)～10日(日) チャレンジキャンプ 2月6日(土)～7日(日)</p> <p><日帰りミニキャンプ> 第1回 8月23日(日) 五頭連峰少年自然の家 第2回 10月7日(水) 新潟県少年自然の家</p> <p>○キャンプで出会った友達との共同生活や自然体験活動等を通して、円滑な人間関係づくりを経験させ、社会性を高めたり、自信を回復させたりすることをねらいとする。</p> | 生涯学習推進課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-------------------------|---------------------|--|-----------------|---|----------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 3 高齢者 | | | | | |
| ○ 啓発活動の推進 | | | | | |
| 108 | 敬老事業 | 敬老の日に高齢者の長寿を祝福し、新規100歳者に敬老記念品等を贈呈する。 | 7,690 | ○期日 敬老の日 ○対象者 新規100歳 ○内容 敬老記念品等の贈呈、表敬訪問 | 高齢福祉保健課 |
| ○ 社会参加活動の促進と自立支援 | | | | | |
| 109 | 「福祉の店」事業 | 障害者、高齢者の生きがいづくり、障害者の社会参加の促進等のため、障害者、高齢者の作品を展示・販売する「福祉の店」の運営に対し、補助金を交付する。 | 7,500 | 県内3か所 新潟店：新潟ユニゾンプラザ（新潟県社会福祉協議会） 長岡店：イオン長岡店（長岡市社会福祉協議会） 上越店：春日山荘（上越市社会福祉協議会） | 福祉保健課 |
| 110 | 明るい長寿社会づくり事業 | 高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、高齢者自身の取組を支援し、高齢者の社会活動の振興を図る。 | 52,779 | ○全国健康福祉祭への参加者の派遣 ○にいがたねりんピックの開催 ○シニアカレッジ新潟の運営 ○世代間交流イベント実施 ○高齢者の社会貢献促進事業 ○機関誌「にいがたオアシス21」の刊行 | 高齢福祉保健課 |
| 111 | 認知症知識普及講座 | 誰もが、その人らしく、安心して暮らせる地域づくりを目的とした「認知症サポーターキャラバン」を、市町村等と連携して推進する。 | 1,219 | ○キャラバン・メイト養成研修 ○認知症サポーター養成講座 ○キャラバン・メイト活動支援研修 | 高齢福祉保健課 |
| 112 | 高齢者見守り・支え合い体制推進事業 | 高齢者等の安心した暮らしを支えるため、地域で高齢者等を見守り、支え合うネットワークを構築する。 | 1,500 | ○地域支え合い体制の構築に資する人材の育成、研修会の開催 ○高齢者見守り強化月間における広報啓発等 | 高齢福祉保健課 |
| 113 | シルバー人材センター連合運営費補助金 | 県下においてシルバー人材センターの発展・拡充を図るための事業を実施する（公社）新潟県シルバー人材センター連合会に対し、補助金を交付する。 | 5,037 | ○対象経費 人件費、一般管理費、事業費 | しごと定住促進課 |
| 114 | 女性・高齢者等新規就業促進プロジェクト | 現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業を支援するため、対象者の掘り起こし、企業の職場環境改善支援やマッチング等を、官民連携プラットフォームを形成し、一体的に実施する。 | 16,319 | ○事業内容 対象者へのアプローチ・掘り起こし・就業への誘導、企業側の受入環境整備支援、マッチング等 | しごと定住促進課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|------------------|---------------------|---|-----------------|--|----------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| ○ 権利擁護の推進 | | | | | |
| 115 | 社会福祉施設等指導監査事務 | 老人福祉施設等の運営が適正に行われるよう、施設等の指導監査を行う。 (苦情処理体制の整備、情報提供、身体拘束の廃止等について指導) | 2,450 | ○老人福祉施設に対する指導監査 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム | 国保・福祉指導課 |
| 116 | 介護保険事業者指導事務 | 介護保険施設等の運営が適正に行われるよう、施設・事業所の指導監査を行う。 (身体拘束の廃止等について指導) | 1,351 | ○介護保険施設等(介護保険施設、居宅サービス事業所)に対する指導監査 ・集団指導 ・実地指導 ・監査 | 国保・福祉指導課 |
| 117 | 介護サービスの情報開示の標準化推進事業 | 介護サービス情報の公表(情報開示の標準化)を推進することにより、介護サービスの質を向上させ、サービス利用者の満足度の向上及び介護保険制度の適切な運営に資する。 | 6,574 | ○介護サービスの情報開示の標準化推進 ・「介護サービス情報の公表」実施計画の策定 ・介護サービス情報の確認及び公表 ・調査指針による確認調査の実施 | 国保・福祉指導課 |
| 118 | 介護助手確保支援事業 | 元気な高齢者や主婦層などの介護分野への参入を促進し、介護の周辺業務の担い手を確保するため、広報、マッチング、事前の入門的研修を実施する。 | 14,215 | ○介護助手の募集広告、マッチング ○介護に関する入門的研修の実施 | 高齢福祉保健課 |
| 119 | 高齢者総合相談センター運営 | 高齢者及びその家族の抱える各種の心配ごと、悩みごとに対する相談に応じるとともに、市町村の相談体制を支援することにより、高齢者及びその家族等の福祉の増進を図る。 | 17,950 | ○相談業務 ○高齢者に関する各種情報の収集、整理 ○市町村相談窓口に対する情報提供等 | 高齢福祉保健課 |
| 120 | 国保連苦情処理体制整備助成事業 | 国民健康保険団体連合会の行う介護サービス提供事業者に係る苦情処理の体制整備に助成する。 | 2,772 | ○事務取扱費(人件費、旅費等) ○苦情処理担当委員打合せ会 ○苦情処理担当職員研修会 | 高齢福祉保健課 |
| 121 | 介護保険事業者指定事務 | 事業者情報の管理を適切かつ効率的に行うため、管理システムを運営し、情報を公開する。 | 9,443 | ○介護保険事業者台帳システムの維持・運営 ○県のホームページで公開 | 高齢福祉保健課 |
| 122 | 高齢者虐待防止ネットワーク運営推進事業 | 高齢者虐待に関する啓発普及、関係機関の支援ネットワークの構築を行うことにより、地域における高齢者虐待防止を図る。 | 227 | ○高齢者虐待防止普及啓発事業 ○高齢者虐待防止ネットワーク運営推進協議会 | 高齢福祉保健課 |

NO.84
再掲

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|------------------|---------------|--|-----------------|---|---------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 123 | 高齢者権利擁護相談支援事業 | 市町村における高齢者虐待等の困難事例に対して、社会福祉士や弁護士等の専門職チームが相談支援を行うことで、適切な対応方法の確立とネットワークの構築を目指す。 | 747 | ○高齢者虐待等の相談窓口の設置 ○市町村等からの相談に対する支援 ○処遇困難事例の学習会の開催 | 高齢福祉保健課 |
| 124 | 成年後見制度活用促進事業 | 市町村担当者等を対象とする成年後見制度に関する研修会等を実施する。 | 443 | ○内容 ・成年後見制度利用促進基本計画等に関する研修及び専門職団体等を交えた検討会を行う。 | 高齢福祉保健課 |
| 125 | 市民後見推進事業 | 市町村が実施する市民後見人確保に関する事業に対して補助する。 | 8,706 | ○内容 市町村が実施する次の事業に係る事業費を補助する。 ・市民後見人養成研修 ・市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 ・市民後見人の適正な活動のための支援 ・市民後見人の活動の推進に関する事業 | 高齢福祉保健課 |
| 4 障害者 | | | | | |
| ○ 啓発活動の推進 | | | | | |
| 126 | 障害ふれあい事業 | 障害をテーマとした様々な催しを行うことで、障害者への理解促進を図る。 | 754 | ○期日 通年 ○場所 県内各所 ○対象者 県民 ○内容 障害者スポーツの体験会など | 福祉保健課 |
| 127 | 広報普及・技術援助 | 県民の精神保健の増進に努めるとともに、精神障害の予防から社会復帰に必要な事業を実施し、地域精神保健福祉の増進に努める。 | 483 | ○事業内容 県民に対する知識の広報普及、関係機関等に対する技術指導・援助、家族会等の協力組織の育成援助 | 障害福祉課 |
| 128 | 障害者理解普及啓発事業 | 障害への理解促進を図るため、各種啓発用リーフレットの作成等により障害者差別解消法や障害者に関するマーク等の周知を図り、障害者に関する啓発活動を総合的に展開する。 | 1,511 | ○事業内容 ・各種啓発用リーフレット等の作成 ・障害福祉計画、障害児福祉計画の点字版等作成 ・障害者週間啓発事業（ポスター、作文等コンクール）の実施 | 障害福祉課 |
| 129 | ヘルプマーク普及事業 | 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方及び妊娠初期の方など外見から分からなくとも援助や配慮を必要としている方々について、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークを配布するとともに、周知・啓発を図る。 | 650 | ○周知・啓発：チラシ・ポスター作成 | 障害福祉課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|------------------|---------------|---|-----------------|--|-------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| ○ 社会参加の促進 | | | | | |
| 130 | 「福祉の店」事業 | 障害者、高齢者の生きがいづくり、障害者の社会参加の促進等のため、障害者、高齢者の作品を展示・販売する「福祉の店」の運営に対し、補助金を交付する。 | 7,500 | 県内3か所 新潟店：新潟ユニゾンプラザ（新潟県社会福祉協議会） 長岡店：イオン長岡店（長岡市社会福祉協議会） 上越店：春日山荘（上越市社会福祉協議会） | 福祉保健課 |
| 131 | 知的障害者社会参加育成事業 | 知的障害者の意欲の向上と力の育成を図ると共に、地域社会の理解を深めるため、社会参加体験や自然体験学習等の実施に対し、補助金を交付する。 | 1,540 | ○事業主体 新潟県手をつなぐ育成会 ○開催地 県内11地区 | 福祉保健課 |
| 132 | 不服審査会事務 | 障害者総合支援法第98条及び児童福祉法第56条の5の5に規定する不服審査会を設置する。 | 157 | ○事業内容 市町村が行った、障害支援区分認定・支給決定等の介護給付費等に係る処分に対する審査請求の審理を行う。 | 障害福祉課 |
| 133 | 新潟ふれ愛プラザ管理運営 | 1 新潟県視覚障害者情報センター運営 点訳・音声訳図書の貸出しや視覚障害者に必要な情報の提供、各種相談等を行う。 | 181,262 | ○平成18年度から指定管理者制度により（福）新潟県視覚障害者福祉協会が管理運営 | 障害福祉課 |
| | | 2 新潟県聴覚障害者情報センター運営 字幕（手話）入りビデオ等の製作・貸出しや聴覚障害者に必要な各種情報の提供、情報機器の貸出し及び各種相談等を行う。 | | ○平成18年度から指定管理者制度により（福）新潟県身体障害者団体連合会が管理運営 | |
| | | 3 新潟県障害者リハビリテーションセンター運営 肢体不自由者の自立更生（地域生活移行）を目的として、医学的、心理的、職業的リハビリテーションを総合的に実施する。 | | ○平成18年度から指定管理者制度により（福）豊潤舎が管理運営 | |
| | | 4 新潟県障害者交流センター運営 障害者の自立と社会参加の促進に必要な、訓練、教養・文化、スポーツ・レクリエーション、団体支援等の機能を備えた「交流センター」として、生活の質の向上の場を提供するとともに、各種教室等の事業を実施する。 | | ○平成18年度から指定管理者制度により（福）新潟県身体障害者団体連合会が管理運営 | |

NO.109
再掲

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-----|-------------------|---|-----------------|--|-------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 134 | 障害者社会参加推進センター運営事業 | 障害の有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向け、障害者自らによる各種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立と社会参加を促進する。 | 5,920 | ○(福)新潟県身体障害者団体連合会に委託 ○事業内容 ・相談、啓発・普及、生活環境改善等の社会参加推進事業の実施 ・社会参加推進事業の実施に必要な情報の収集及び提供 ・社会参加推進事業の実施等に関する調査研究 ・関係団体指導者、社会参加促進事業に携わる者等の指導、育成 ・その他社会参加推進のために必要な事業 | 障害福祉課 |
| 135 | 障害福祉大会補助金 | 障害福祉関係団体が実施する研究大会等に対し、その運営経費の一部を補助することにより、心身障害者の福祉の増進を図る。 | 0 | ※令和2年度は補助対象となる大会の開催予定なし | 障害福祉課 |
| 136 | 知的障害者等団体活動助成事業 | 知的障害児者団体が行う事業に助成することにより、知的障害児者の福祉を増進し、社会参加を推進する。 | 540 | ○各種事業に対する助成を行う。 ○助成団体 (一社)新潟県手をつなぐ育成会、新潟県重症心身障害児(者)を守る会 ○負担割合 県1/2 団体1/2 | 障害福祉課 |
| 137 | 身体障害者団体活動助成事業 | 身体障害児者団体が行う各種事業に助成することにより、身体障害者の福祉の増進及び社会参加を推進する。 | 815 | ○各種事業に対する助成を行う。 ○助成団体 (社)新潟県身体障害者団体連合会、新潟県手話サークル連絡協議会、点訳・音声訳の会新潟県連合会 ○負担割合 県1/2 団体1/2 | 障害福祉課 |
| 138 | 精神保健福祉関係団体補助金 | 精神保健福祉関係団体が、精神保健福祉の向上のために行う事業に対し、補助金を交付する。 | 810 | ○実施主体 新潟県精神保健福祉協会、特定非営利活動法人新潟県精神障害者家族会連合会、新潟県精神障害者社会福祉施設協議会、新潟県断酒連合会 ○事業内容 普及啓発費、研修会開催費等 ○補助率 1/2 | 障害福祉課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-----|-------------------------|---|-----------------|--|-------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 139 | コミュニケーション確保事業費 | 1 点訳・音声訳奉仕員養成 点字図書や録音図書の作成を行う「点訳奉仕員」及び「音声訳奉仕員」等を養成し、視覚障害者の福祉の増進を図る。 | 18,961 | ○(福)新潟県視覚障害者福祉協会に委託 ○事業内容 点訳奉仕員、点訳校正員の養成、音声訳奉仕員、音声訳校正員の養成 | 障害福祉課 |
| | | 2 盲ろう者向け通訳・介助員養成・派遣 重度盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動の支援を行う通訳・ガイドヘルパーを養成し、通訳者・介助員の派遣を行う。 | | ○(福)新潟県身体障害者団体連合会に委託 ○実施主体 県 ○事業内容 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座、盲ろう者向け通訳・介助員講師養成、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣 | |
| | | 3 字幕入り映像ライブラリー事業 映像作品に字幕又は手話を挿入した映像ライブラリーの制作を行う。 | | ○(福)聴力障害者情報文化センターに委託 | |
| | | 4 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業 身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児のコミュニケーション能力の向上を図るため、当該児童に補聴器購入費用を助成した市町村に費用の一部を助成する。 | | ○対象者 聴力レベルが30dB以上の18歳未満の児童 (ただし、医師が必要と認めた場合は30dB未満も対象) ○負担割合 県1/3 市町村1/3 本人1/3 ○実施主体 市町村(新潟市を除く。) | |
| 140 | 情報支援事業 | 1 点字による即時情報ネットワーク事業 新聞情報等をインターネットを利用して受け取り、点字物として提供することにより、視覚障害者の情報格差を解消し、自立と社会参加を促進する。 | 367 | ○(福)新潟県視覚障害者福祉協会に委託 | 障害福祉課 |
| | | 2 音声による新聞情報提供システム事業 点字を読むことが困難な視覚障害者に対し、電話を介し、音声により新聞情報や地域の情報を提供することにより、視覚障害者の情報格差を解消し、自立と社会参加を促進する。 | | | |
| 141 | スポーツ振興事業 (障害者スポーツ表彰) | 障害者スポーツの競技大会において優秀な成績を収め、新潟県の障害者スポーツの向上及び振興に寄与した者又は団体を表彰し、県民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加推進を図る。 | 128 | ○表彰の区分 ・新潟県障害者スポーツ奨励賞 | 障害福祉課 |
| 142 | スポーツ振興事業 (障害者スポーツ大会) | 障害者が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加を図る。 | 3,444 | ○新潟県障害者スポーツ大会 全国大会派遣選手の選考会を兼ねて開催 ○新潟県障害者スポーツ協会に委託 | 障害福祉課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-----|--------------------------------------|--|-----------------|---|-------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 143 | スポーツ振興事業 (スポーツ教室開催) | スポーツをする機会の少ない障害者に対し、その特性に応じた技術、ルール、心構え等の講習を通じ、スポーツに親しむ機会を設ける。 | 4,149 | ○新潟県障害者スポーツ協会に委託 ○講習内容 スポーツの心構え等、各種スポーツルール、基本的実技 | 障害福祉課 |
| 144 | 全国障害者スポーツ大会選手支援事業 (全国障害者スポーツ大会派遣) | 全国障害者スポーツ大会に選手を派遣する。 | 13,013 | ○新潟県障害者スポーツ協会に委託 ○令和2年 鹿児島県 | 障害福祉課 |
| 145 | 全国障害者スポーツ大会選手支援事業 (選手支援) | 全国障害者スポーツ大会に向けて、選手の支援を行う。 | 8,367 | ○新潟県障害者スポーツ協会に委託 ○事業内容 ①合宿・練習会等 ②団体競技チーム支援 | 障害福祉課 |
| 146 | 障害者芸術文化祭開催事業 | 障害者の芸術文化活動の振興を通じて、障害のある人の自立と社会参加を促進し、生活を豊かにする。 | 8,969 | ○事業内容 ①新潟県障害者芸術文化祭の開催（（福）新潟県身体障害者団体連合会に委託） ②障害者芸術文化活動支援センターの運営（（福）みんなでいきるに委託） | 障害福祉課 |
| 147 | 精神医療相談窓口事業 | 早期に医療に繋げる観点から、精神障害者及び家族からの緊急の医療相談に応じる。 | 8,006 | ○稼働時間 24時間 | 障害福祉課 |
| 148 | 手話普及推進事業 | 1 手話通訳者設置 聴覚障害者、音声又は言語機能障害者とのコミュニケーションを円滑に行うため「手話通訳者」を設置する。 | 12,961 | ○（一社）新潟県聴覚障害者協会に委託 ○事業内容 県本庁に来庁した聴覚障害者の手話通訳、県が関与する各種会合等の手話通訳 | 障害福祉課 |
| | | 2 手話通訳者の養成・派遣 聴覚障害者等のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳者を養成し、各種大会、研修会等に手話通訳者等を派遣し、社会参加を促進する。 | | ○（一社）新潟県聴覚障害者協会に委託 ○事業内容 手話通訳者等の派遣、手話通訳者養成講座 | |
| | | 3 要約筆記者の養成・派遣 手話を使用しない中途失聴者及び難聴者のコミュニケーション手段の確保のため、要約筆記者を養成し、各種大会、研修会等に要約筆記者を派遣し、社会参加を促進する。 | | ○（一社）新潟県聴覚障害者協会に委託 ○事業内容 要約筆記者養成講座、要約筆記者講師養成、要約筆記者等の派遣 | |
| | | 4 手話講習会・手話講座の開催 | | ○（一社）新潟県聴覚障害者協会に委託 ○事業内容 ・手話講座 小学生親子を対象に初心者向け手話講座を開催 | |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-------------------|-----------------------|---|-----------------|--|----------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| ○ 雇用・就労の促進 | | | | | |
| 149 | 高齢者・障害者向け安心住まいの整備補助事業 | 高齢者・障害者の自立生活の支援、介護者の負担軽減を図り、在宅福祉の一層の推進を図る観点から、高齢者・障害者向けの住宅整備に関する補助制度を実施する。 | 29,700 | <p>○対象者 介護保険法第7条第1項から第4項に規定される者、身体障害者手帳1・2級及び療育手帳「A」所持者（いずれも対象者の属する世帯員の前年の収入合計は600万円未満）</p> <p>○事業内容 高齢者及び障害者向け住宅の増改築に対する市町村の助成額の1/2を補助</p> <p>○対象経費 居室及び廊下等、トイレ、浴室、玄関の改造経費、段差解消機、階段昇降機、ホームエレベーターの設置経費（補助基準額500千円又は300千円）</p> <p>○実施主体 市町村</p> | 高齢福祉保健課 |
| 150 | 授産活動プロデュース事業 | 障害関係施設における授産事業の新規分野進出や農福連携に向けた取組を支援し、福祉的就労にかかる作業工賃を向上させることで、障害者の自立を促進する。 | 14,361 | <p>○事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 授産活動コーディネート事業 2 ネットワーク定着・拡充 3 新規分野進出支援事業 4 農福連携事業 | 障害福祉課 |
| 151 | 職場適応訓練費 | 一定の条件該当者に対し、公共職業安定所長が指示する訓練を、1年以内の期間を定め受託事業主に委託する。 | 937 | ○年間延べ6人分の訓練を委託により実施 | しごと定住促進課 |
| 152 | スマイル・カンパニー制度 | 障害者を多く雇用する企業に対し、県が物品等の調達を積極的に行い、障害者の雇用の促進と安定を図る。 | 0 | <p>○登録事業者（障害者を一定以上雇用しているなどの事業者）の募集</p> <p>○登録事業者から、物品等の調達を積極的に行う。</p> | しごと定住促進課 |
| 153 | 障害者職場実習受入促進事業 | 障害者就業・生活支援センターの斡旋により、障害者が職場実習（企業での短期就業体験）を行う場合に、実習受入企業に対して協力費を支給することで、障害者の職場実習の機会拡大を図る。 | 6,289 | ○事業内容 障害者就業・生活支援センターの斡旋により実施する障害者の職場実習を受け入れた企業に対し、協力費（1,000円/日）を支給する。 | しごと定住促進課 |
| 154 | 障害者職場実習支援事業 | 障害者就業・生活支援センターの斡旋により、障害者が職場実習（企業での短期就業体験）を行う場合に、奨励金を支給し、障害者の職場実習の機会拡大を図る。 | 5,299 | ○事業内容 障害者就業・生活支援センターの斡旋により職場実習を行う障害者に対し、実習中の傷害保険料及び手当（700円/日）を支給する。 | しごと定住促進課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-------------------|--------------------|--|-----------------|--|----------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 155 | 障害者雇用理解促進事業 | 障害者雇用の経験がない企業等に対して、県内の障害者雇用先進企業の好事例を提供するため、企業見学会の開催や先進企業事例集の作成・配布を行い、障害者雇用の理解促進を図る。 また、障害者の雇用について、広く県民一般の理解を得るため雇用に功績のあった事業所、個人及び優秀勤労障害者の表彰を実施する。 | 882 | ○事業内容 ・先進企業見学会 ・先進事例集の配布 ・障害者雇用優良事業所等表彰 | しごと定住促進課 |
| 156 | 障害者雇用促進プロジェクト費 | 障害者の一般就労に向けて、障害者の特性に応じた業務の創造や能力向上及び就業環境の整備の取組等を支援するとともに、県内企業への普及啓発により、障害者雇用の促進を図る。 | 16,197 | ○事業内容 ・県内事業主等に、障害者雇用準備や職場定着の取組にかかる経費を助成 ・障害者の特性を理解してこれをサポートする人材を職場に養成するための講座を開催 ・障害者雇用に取り組む企業に対して助言等を行うコーディネーターの派遣 | しごと定住促進課 |
| 157 | 障害者雇用促進能力開発事業 | 障害者を対象に、新潟テクノスクールで施設内職業訓練を実施するほか、企業、社会福祉法人等を活用し、地域の障害者雇用ニーズに対応した委託職業訓練を機動的に実施し、雇用の促進を図る。また、訓練の利用促進のため、関係機関との連携強化を図る。 | 91,866 | ○事業内容 ・施設内訓練 定員 20名 期間 1年 ・委託訓練 定員 155名 期間 1～4か月 ・e-ラーニング 定員 5名 期間 3～6か月 | 職業能力開発課 |
| ○ 教育環境の整備 | | | | | |
| 158 | 交流及び共同学習 | 特別支援学校・学級の児童生徒と、小・中学校の児童生徒の交流を行う。障害のある児童生徒と地域の人々と交流を行う。 | 0 | ○新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、特別支援学校と小中高等学校が、総合的な学習の時間や教科学習等において、オンライン等による間接的な交流及び共同学習の可能な範囲での実施 ○小中学校の特別支援学級と通常の学級が、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、教科学習等を通じた交流及び共同学習の可能な範囲での実施 | 義務教育課 |
| ○ 地域生活の支援 | | | | | |
| 159 | 自立支援医療費負担金（更生医療） | 身体障害者の更生に必要な医療であって、その障害を除去し、又は軽減して職業能力を増進し、又は日常生活を容易にすること等を目的とした医療費の給付を行う。 | 452,188 | ○対象者 18歳以上の身体障害者 | 障害福祉課 |
| | | 医療費の審査を専門機関に委託する。 | 2,732 | | |
| | 自立支援医療費負担金（精神通院医療） | 精神障害者に関する適正な医療を普及するため、精神障害者の通院医療費について給付を行う。 | 1,670,349 | | |
| 医療費の審査を専門機関に委託する。 | | 26,554 | | | |

NO.1再掲

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-----|------------------------------|--|-----------------|--|-------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 160 | 精神科救急医療対策事業(精神科救急医療システム運営事業) | 病院群輪番制等による精神科救急医療施設を整備し、休日及び夜間における緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を整備する。 | 32,230 | ○事業内容 ・精神科救急医療システム連絡調整委員会の開催 ・休日及び夜間の精神科救急医療施設に対する補助 ・空床確保事業 | 障害福祉課 |
| 161 | 重度心身障害者医療費助成 | 重度心身障害者の医療費自己負担額等を助成することにより、障害者の福祉の向上と経済的負担の軽減を図る。 | 1,569,120 | ○対象者 身体障害者手帳1～3級及び療育手帳「A」及び精神障害者手帳1級を所持する者 ○受給者証交付数 平成31年3月31日現在 38,482人(他に所得制限による助成停止者892人) ○実施機関 市町村 ○助成方法 現物給付(原則) | 障害福祉課 |
| 162 | 特別障害者手当等給付 | 1 特別障害者手当等 在宅の重度障害児・者に、その重度の障害のために生じる特別の負担を軽減する一助として支給する。 | 47,623 | ○障害児福祉手当 月額 14,880円 ○特別障害者手当 月額 27,350円 ○福祉手当 月額 14,880円 | 障害福祉課 |
| | | 2 特別児童扶養手当 精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童を家庭において養育している父母等の養育者に支給し、福祉の増進を図る。 | 0 | ○月額 児童1人 障害等級1級(52,500円)、2級(34,970円) | |
| 163 | 心身障害者扶養共済制度 | 心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡又は重度障害の状態となった後の心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対して保護者の不安の軽減を図る。 | 689,192 | ○加入対象者 知的障害者、身体障害者手帳1級から3級に該当する者、その他精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害程度が前記に掲げる者と同程度と認められる者を扶養している保護者で、年齢65歳未満の者(任意加入) ○年金、弔慰金、脱退一時金を給付 | 障害福祉課 |
| 164 | 在宅重度重複障害者介護見舞金 | 在宅重度重複障害児・者の福祉の向上と保護者の軽減を図る。 | 17,520 | ○月額 2万円 | 障害福祉課 |
| 165 | 福祉ホーム運営事業補助金 | 法人が運営する福祉ホームに対し補助する。 | 3,449 | ○実施主体 社会福祉法人 | 障害福祉課 |
| 166 | 介護給付費等負担金 | 障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い障害者の福祉の増進を図る。 | 9,559,763 | ○事業内容 介護給付費、訓練等給付費、計画相談支援給付費等を負担することにより、障害者の自立を支援する。 | 障害福祉課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-----|-------------------|--|-----------------|---|-------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 167 | 市町村地域生活支援事業 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき市町村が実施する地域生活支援事業に要する経費の一部を補助する。 | 352,474 | ○実施主体 市町村 ○事業内容 ①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 ⑥意思疎通支援事業 ⑦日常生活用具給付等事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業 ⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター機能強化事業 ⑪任意事業 ⑫特別支援事業 ⑬地域生活支援促進事業 | 障害福祉課 |
| 168 | 視覚障害者等支援事業 | 補助犬を育成し、重度視覚障害者等に給付することにより日常生活を容易にするとともに社会参加活動の促進を図る。 | 7,560 | ○(公財)日本盲導犬協会等に委託 | 障害福祉課 |
| 169 | 障害者総合支援法施行事務円滑化事業 | 障害者総合支援法を円滑に施行するための取組を行う。 | 8,667 | ○事業内容 1 説明会の開催 2 広報啓発 3 システム改修等 4 派遣職員業務委託 5 非常勤職員の配置 | 障害福祉課 |
| 170 | 補装具 | 身体障害児(者)及び難病患者の失われた部位、障害のある部分を補い、必要な身体機能を獲得し、又は補うために用いる用具の購入、修理および借受に係る費用を補装具費として支給する。 | 130,441 | ○実施機関 市町村 ○給付方法 費用の支給 ○費用負担 費用の1割負担(所得に応じた上限あり) H22.4.1から市町村民税非課税世帯について利用者負担無料 | 障害福祉課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-----|-------------------|---|-----------------|--|-------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 171 | 身体障害者の生活訓練事業 | 1 視覚障害者生活訓練 視覚障害者を対象に、家庭生活や社会生活に必要な知識や能力を身に付けるための訓練を行い、社会参加の促進を図る。 | 8,823 | ○(福)新潟県視覚障害者福祉協会に委託 ○県内各地で講習会等を開催 ○家事、人間関係、生活設計、職業、教養等に関すること。 | 障害福祉課 |
| | | 2 中途失明者緊急生活訓練 中途失明者を対象に、今後の生活の方途を見出すための助言・指導や自立生活に必要な前訓練としての感覚訓練や点字指導等を行い、社会復帰の促進を図る。 | | ○(福)新潟県視覚障害者福祉協会に委託 ○歩行訓練、点字指導、更正相談等 | |
| | | 3 聴覚障害者生活訓練 聴覚障害者を対象に、日常生活や社会生活に必要な知識やコミュニケーションの方法等を習得するための研修等を行い、社会参加の促進を図る。 | | ○(一社)新潟県聴覚障害者協会に委託 ○職業生活、コミュニケーションの方法、人間関係、家庭の生活設計、育児、芸術、文化等の一般教養、その他社会生活上必要事項 | |
| | | 4 オストメイト社会適応教室 人工ぼうこう、人工肛門装着者に対し、装具の正しい使用方法の習得、日常生活における各種相談・講習等を行い、社会復帰の促進を図る。 | | ○(福)新潟県身体障害者団体連合会に委託 ○県内5～6地区ごとに実施 | |
| | | 5 盲ろう者生活訓練 視覚及び聴覚障害がある障害者に対して訓練を行い、盲ろう者の自立と社会参加の促進を図る。 | | ○(福)新潟県身体障害者団体連合会に委託 ○コミュニケーション訓練、歩行訓練、日常生活動作訓練等 | |
| 172 | 音声機能障害者発声訓練・指導者養成 | 疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した者を対象に発声訓練を実施するとともに、発声訓練指導者の養成を行い、音声機能障害者の社会復帰の促進を図る。 | 657 | ○(福)新潟県身体障害者団体連合会に委託 ○実施方法 ・発声訓練 毎月1～2回会合を開き、講師による訓練、又は自主的訓練を実施 ・指導者養成 指導者養成講習会への派遣 | 障害福祉課 |
| 173 | 筋萎縮症療育指導検診 | 進行性筋萎縮症患者や類似症状がある在宅の重度肢体不自由者の援護のため、検診や療育相談を行い、障害者及び家族の福祉の増進を図る。 | 606 | ○(一社)日本筋ジストロフィー協会新潟県支部に委託 ○検診・療育チーム 医師、看護師、作業療法士、ケースワーカー | 障害福祉課 |
| 174 | 障害者地域生活支援センター事業 | 各圏域の中核事業所に専任の相談員を配置し、地域で対応困難な事例に係る助言を行うとともに、地域のネットワーク構築に向けた指導、調整等の広域的支援を行うことにより、身近な地域における相談支援の充実・強化を図る。 | 74,546 | ○障害者地域生活支援センター事業(11事業所(県立1、委託10)) 相談支援体制整備、発達障害者地域支援体制整備、障害児等療育支援体制整備、精神障害者地域移行・地域定着支援体制整備 ○相談支援拠点事業 県の拠点相談支援機関における県全体の相談支援体制整備の推進 ○圏域相談支援体制整備事業 連絡調整会議・圏域別研修会の実施、専門アドバイザーの派遣 ○新潟県自立支援協議会 新潟県全域における相談支援体制に関する協議を行う。 | 障害福祉課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-----|------------------------|---|-----------------|---|-------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 175 | 発達障害者支援センター運営事業 | 「新潟県発達障がい者支援センターR I S E (ライズ)」において、発達障害者及びその家族の専門的な相談に応じるとともに、生活全般にわたる支援について関係機関との連携を行うことにより、発達障害者の福祉の向上を図る。 | 3,848 | ○事業内容 ・本人及びその家族、関係機関への相談支援並びに情報提供 ・適切な発達支援及び就労支援 ・関係施設職員、小中学校・特別支援学校教職員等への情報提供及び研修 ・地域住民に対する普及啓発 ・福祉、医療、学校、労働等の関係機関との連絡調整 | 障害福祉課 |
| 176 | 発達障害者支援体制整備事業 | 発達障害者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した支援を行う体制を整備する。 | 2,378 | ○県の支援体制の整備 発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制について関係者により検討する「発達障害者支援体制整備検討委員会」を設置する。 ○家族支援体制の整備 ペアレントメンターの養成等により、家族の支援及び家族同士の支援体制を構築する。 ○発達障害者地域支援マネージャーによる市町村等への支援 ○アセスメントツール導入促進のための研修会等の実施 | 障害福祉課 |
| 177 | 障害者就業・生活支援センター事業 | 障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導・助言等の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業、生活の安定を図る。 | 32,984 | ○実施主体 社会福祉法人等に委託 ○事業内容 障害者就業・生活支援センターに専任の生活支援担当職員を配置し、就業及びこれに伴う生活上の支援を必要とする障害者の相談に応じ、家庭や職場等を訪問すること等により、個々のニーズに応じた支援を行う。 | 障害福祉課 |
| 178 | 精神保健福祉相談事業 | 精神疾患の早期発見、適切な治療及び精神障害者の社会復帰と社会参加の促進を図るとともに、県民の精神的健康の保持、増進を図る。 | 2,678 | 精神障害者・家族及び地域住民を対象に、医師・地域振興局健康福祉(環境)部相談員が精神保健福祉相談及び訪問指導を行う。 | 障害福祉課 |
| 179 | 精神保健福祉相談事業(精神保健福祉センター) | ストレスによる心の問題、精神医療に関する相談、精神障害者の社会復帰などの精神保健福祉全般についての相談を行う。 | 176 | 個別相談及び集団療法により、医師・精神保健福祉相談員が精神保健福祉相談を行う。 | 障害福祉課 |
| 180 | 思春期精神保健相談事業 | 思春期の心の問題に対し、精神医学的診断、専門的な相談指導を行って解決を図る。 | 241 | 思春期精神保健相談を実施し、専門医師による精神医学的診断指導及びひきこもり家族教室、当事者、グループ活動を行う。 思春期の適応障害、精神疾患、ひきこもり等について、関係職員に対する研修を実施する。 | 障害福祉課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|------------------|------------------------|---|-----------------|---|----------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 181 | 高次脳機能障害相談支援センター事業 | 高次脳機能障害者及びその家族に対する支援を行う拠点として、新潟県高次脳機能障害相談支援センターを設置し、県内における高次脳機能障害者等に対する相談支援体制の整備及び県民への普及啓発を行う。 | 5,051 | ○事業内容 ・拠点への相談支援コーディネーターの配置 ・高次脳機能障害支援拠点運営委員会の開催 ・高次脳機能障害家族教室 ・高次脳機能障害関係職員研修会の開催 ・普及啓発 | 障害福祉課 |
| 182 | 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業 | 重度障害者の地域生活を支援するため、訪問系サービスに係る実支出額が国庫負担基準額を超える市町村に対し財政支援を行う。 | 14,042 | ○対象市町村 訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村 | 障害福祉課 |
| 183 | ひきこもり地域支援センター事業 | 就学、就労の問題等様々な要因によりひきこもりを続けている当事者や家族等に対し、専門的な支援を早期に行うなど、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、当事者及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。 | 1,075 | ○事業内容 ・専門相談 ・ひきこもり対策連絡協議会の開催 ・関係機関職員等研修会の開催 ・普及啓発 | 障害福祉課 |
| 184 | 精神科救急情報センター事業 | 消防機関等からの要請に対し、一般救急システムとの連絡調整、精神障害者等の状態に応じて外来受診又は入院可能な医療機関を紹介する。 | 10,575 | ○稼働時間 休日昼間(8:30~17:00)、夜間(17:00~8:30) ○設置場所 県立精神医療センター | 障害福祉課 |
| ○ 権利擁護の推進 | | | | | |
| 185 | 社会福祉施設等指導監査事務 | 障害福祉施設等の運営が適正に行われるよう、施設等の指導監査を行う。 (苦情処理体制の整備、人権に配慮したサービス提供等について指導) | 2,450 | ○障害者(児)福祉施設に対する指導監査 ・障害福祉サービス事業者 ・障害者支援施設 ・障害児施設 | 国保・福祉指導課 |
| 186 | 福祉サービス第三者評価推進事業 | 福祉サービス第三者評価を推進することにより、県民は評価結果情報に基づき、自分のニーズに即したサービスを安心して選択することができるのと同時に、サービス提供者は評価を受けることにより、サービスの質の向上を図ることができ、県民がより安全で質の高いサービスを受けられるようにする。 | 1,153 | ○講演会等の開催 ○事業者を対象とした説明会の開催 ○評価調査者養成・継続研修の実施 ○パンフレット等の作成・配布等により、受審事業者の確保、良質な評価調査者の養成・確保、県民(利用者)への広報・周知を図る。 | 国保・福祉指導課 |
| 187 | 精神医療審査会 | 精神障害者等の権利擁護を図るため、審査会を開催する。 | 2,524 | ○事業内容 医療保護入院届、措置入院及び医療保護入院の定期病状報告、入院者等からの退院又は処遇改善の請求を審査し、入院継続の適否及び処遇の適否を判定する。 | 障害福祉課 |

NO. 106
再掲

No. 83
再掲

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-----|--------------|--|-----------------|--|-------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 188 | 介護給付費等負担金 | 障害者及び障害児が基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に、障害者の福祉の増進を図る。 | 9,559,763 | ○事業内容 介護給付費、訓練等給付費、計画相談支援給付費等を負担することにより、障害者の自立を支援する。 | 障害福祉課 |
| 189 | 児童保護措置費 | 障害児福祉の向上のため、障害児入所施設における児童の入所等の保護等に要する費用を支弁する。 | 96,394 | ○対象施設 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、指定発達支援医療機関 | 障害福祉課 |
| 190 | 障害児入所給付費・負担金 | 障害児通所・入所給付費の支給決定を受けた保護者が障害児通所・入所支援を受けた際に要した費用について支給・負担する。 | 1,133,738 | ○内訳 ・給付費 1,133,638千円 ・委託料 100千円 | 障害福祉課 |
| 191 | 障害児入所医療費 | 医療型障害児入所施設における障害児入所医療費及び審査支払事務に対する委託料を支弁する。 | 42,142 | ○内訳 ・医療費 42,117千円 ・委託料 25千円 | 障害福祉課 |
| 192 | 障害者支援施設等整備事業 | 1 障害者支援施設等整備事業補助金 社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の施設整備事業に対して補助する。 | 686,629 | ○実施主体 社会福祉法人等 ○負担割合 国1/2 県1/4 事業者1/4 | 障害福祉課 |
| | | 2 障害福祉施設耐震診断補助事業 社会福祉法人等が所有する施設の耐震診断費用に対して補助する。 | | ○実施主体 社会福祉法人等 ○負担割合 国1/3 県1/3 事業者1/3 | |
| | | 3 スプリンクラー等設置費借入利子補給金 社会福祉法人等がスプリンクラー等消防用設備を設置するために借り入れた資金の利子に対し、利子補給する。 | | ○実施主体 社会福祉法人等 ○負担割合 県10/10 | |
| 193 | 障害者虐待防止推進事業 | 障害者が尊厳を保ち地域で生活できるよう、障害者虐待の防止に関する協力体制を強化する。 | 3,132 | ○事業内容 ・障害者権利擁護センターの設置 ・自立支援協議会権利擁護部会の開催 ・支援専門委員の設置・派遣 ・障害者虐待防止・権利擁護研修の開催 | 障害福祉課 |

NO.166
再掲

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|----------------------|-----------------|--|-----------------|--|-------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| ○ 福祉サービスの利用援助 | | | | | |
| 194 | サービス・相談支援者等育成事業 | 障害福祉サービス及び相談支援の円滑な実施並びにサービス等の質の向上を図るため、サービス従事者又は従事者に対し必要な指導を行う者を育成する。 | 13,575 | ○事業内容 1 障害支援区分認定調査員研修 2 市町村審査会委員研修 3 相談支援従事者養成研修 4 サービス管理責任者研修 5 強度行動障害支援者養成研修 6 指導者養成研修 | 障害福祉課 |
| 195 | 精神保健福祉専門教育研修事業 | 地域振興局健康福祉（環境）部、市町村、社会復帰施設その他の関係諸機関で精神保健福祉業務に従事する職員に対し専門研修を行い、技術水準の向上を図る。 | 194 | ケース処遇研修、地域ケア指導者研修、法令研修、業務担当者研修会等の専門研修会を実施する。 | 障害福祉課 |
| 196 | たん吸引等実施従事者養成事業 | 在宅の障害者等に対して、適切にたん吸引等を行うことができる介護職員の養成に必要な研修等を実施する。 | 6,809 | ○事業内容 ・たん吸引等実施従業者養成研修 ・従事者認定証交付、事業者登録等 | 障害福祉課 |
| 197 | 成年後見制度法人後見支援事業 | 市町村の成年後見制度利用支援の取組を推進するとともに第三者後見人等の受け皿となる法人後見実施団体を拡充するため、法人後見業務に関する研修会の実施及び地域関係者による連絡会議を開催することにより、成年後見制度の利用を必要とする知的障害者及び精神障害者等の権利擁護を図る。 | 333 | ○成年後見制度訪問検討会の実施 ○研修会実施 | 障害福祉課 |
| 198 | 療養介護医療費負担金 | 障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むための療養介護医療費の給付・負担を行い、障害者福祉の促進を図る。 | 110,541 | ○対象者 医療と常時介護を要する人 | 障害福祉課 |
| | | 医療費の審査を専門機関に委託する | 286 | | |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|----------------------|--------------------|---|-----------------|---|-------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| ○ 福祉のまちづくりの推進 | | | | | |
| 199 | 福祉のまちづくり施策推進会議設置事業 | 福祉のまちづくりを着実に推進するため、県民各層の代表者からなる施策推進会議を設置する。 | 297 | ○委員構成 17名 | 障害福祉課 |
| 200 | バリアフリーまちづくり事業 | 障害者や高齢者が数多く利用する公共的施設周辺をはじめとして、誰もが快適・安全に移動できる、暮らしやすいまちづくりを推進する。 | 683,514 | ○事業内容 公共的施設周辺の歩道の整備・信号機等交通安全施設の整備 | 障害福祉課 |
| 201 | 障害者等用駐車スペース適正利用事業 | 障害者などで、なおかつ、歩行が困難な方に、ショッピングセンター等の障害者等用駐車スペースを利用するための許可証を交付することにより、当該スペースの円滑な利用を図る。 | 2,073 | ○事業内容 1 スーパー等施設への制度の参加協力依頼 2 利用証、施設用ステッカー等作成・交付 3 制度の周知・啓発 | 障害福祉課 |
| 202 | 医療的ケア児等支援体制整備事業 | 医療的ケア児を要する障害児等が、保健・医療・福祉・教育等関係機関の連携促進により、地域で適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児等コーディネーター等を育成する。また、関係機関間の連絡調整及び地域の支援者への助言等を行う専門性の高いアドバイザーを配置する。 | 5,527 | ○事業内容 1 医療的ケア児等コーディネーター等養成研修 2 医療的ケア児等アドバイザー事業 | 障害福祉課 |
| 203 | 無電柱化推進事業 | 安全で快適な歩行空間の確保を図るため、無電柱化により、バリアフリー化を推進する。 | 118,578 | ○主要地方道 高田停車場線(上越市) 全体計画延長 L=480m | 道路建設課 |
| 204 | 住戸内手摺設置 | 既設県営住宅において、入居者の高齢化に対応するため、浴室及びトイレに手摺を設置する。 | 2,916 | ○高齢者の入居状況を踏まえて対応する。 | 建築住宅課 |
| 5 同和問題 | | | | | |
| ○ 啓発活動の推進 | | | | | |
| 205 | 同和問題啓発パンフレット作成・配布 | 県民に対し同和問題を正しく理解し、その解決を図るため、同和問題啓発のパンフレットを作成し、配布する。 | 0 | ○配布先 「人権を大切にする県民のつどい」における配布、各種研修会における配布など | 福祉保健課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-----|----------------------|--|-----------------|---|-------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 206 | 企業の社会的責任と人権講演会 | 県内の企業管理者、経営者を対象に、企業における人権問題に対する理解と取組の一助となるために先進企業の人権担当者による人権講演会及び説明会を行う。 | 1,000 | ○期日 未定 ○場所 未定 ○対象者 県内の企業管理者、経営者 ○内容 未定 | 福祉保健課 |
| 207 | 同和問題映画上映会 | 一般県民を対象に、同和問題の啓発を図るため、映画上映会を開催する。 | 379 | ○期日 未定 ○場所 未定 ○対象者 県内の企業管理者、経営者 ○内容 未定 | 福祉保健課 |
| 208 | 隣保館運営等事業費補助金 | 隣保館を運営し、又は広域隣保活動事業を実施する市町村に対し補助金を交付する。 | 8,882 | ○実施市町村 ・新発田市 隣保館運営費、地域交流促進事業、相談機能強化事業 ・胎内市 広域隣保活動事業 | 福祉保健課 |
| 209 | えせ同和行為排除のためのパンフレット配布 | えせ同和行為への対応をパンフレットにより周知する。 | 0 | ○配布先 各種研修会等における配布 | 福祉保健課 |
| 210 | 同和問題に関する行政職員現地研修会 | 行政に携わる職員一人一人が、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権に配慮した行政を推進するため、現地研修会を行う。 | 72 | ○期日 未定 ○場所 未定 ○対象者 県及び市町村の行政職員20人程度 ○内容 ・説明 部落解放同盟新潟県連合会(予定) | 福祉保健課 |
| 211 | 人権擁護委員に対する研修 | 新潟地方法務局が実施する人権擁護委員に対する研修において、同和問題についての講義を実施する。 | 0 | ○期日 未定 ○場所 新潟地方法務局 ○対象者 新潟県内の人権擁護委員 ○内容 同和問題について | 福祉保健課 |
| 212 | 地域改善指導事務 | 市町村が行う地域改善対策事業に対して助言を行い、その適正化を図るとともに、各種会議に参加する。 | 240 | ○負担 国1/2 県1/2 | 福祉保健課 |
| 213 | 各種団体負担金 | 社会福祉行政の円滑な運営を図るため、各種団体に対し、負担金を支払う。 | 220 | ○全国隣保館職員研修会負担金 ○全国隣保館連絡協議会東日本ブロック会負担金 | 福祉保健課 |
| 214 | パネルの展示 | 県民の同和問題、差別につながる身元調査に関する関心を喚起するとともに、人権意識の高揚を図るため、パネルを掲示する。 | 0 | ○「いのち・愛・人権」小千谷展、人権講演会、県民のつどい等、各種イベント時に掲示 | 福祉保健課 |
| 215 | チラシ配布 | 県民の差別につながる身元調査に関する関心を喚起するとともに、人権意識の高揚を図るため、啓発チラシを配付する。 | 0 | ○啓発チラシを配布 ○配布方法: 県内市町村を通じた配付、県施設への設置、街頭での配布等 | 福祉保健課 |

NO. 18
再掲

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 | |
|---------------------|-----------------------------------|--|-----------------|---|------------------|--------------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | | |
| 216 | 横断幕の掲出 | 県民の差別につながる身元調査に関する関心を喚起するとともに、人権意識の高揚を図るため、横断幕を掲出する。 | 22 | ○場所 県庁前十字路 ○掲出期間 令和2年10月 | 福祉保健課 | |
| 217 | 公正採用選考推進費 | 県内企業に対して同和問題の認識を深めるために啓発資料を作成する。 | 106 | ○名称 差別のない雇用をめざして ○対象 県内企業 ○部数 2,500部 | しごと定住促進課 | |
| 218 | 人権問題啓発事業 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業 | 農林漁業団体等の管理職を対象に、人権問題に関する啓発活動を実施する。 | 350 | ○時期：令和2年7月～令和3年2月 ○内容： 農林漁業各団体と人権問題に関する意見交換等を行うとともに、職員の指導的立場である管理職等を対象とした研修会等を開催することにより、人権についての意識啓発を行う。 | 地域農政推進課 農地計画課 | NO.19 再掲 |
| ○ 相談体制の充実 | | | | | | |
| 219 | 隣保館運営等事業費補助金 | 隣保館を運営し、又は広域隣保活動事業を実施する市町村に対し補助金を交付する。 | 8,882 | ○実施市町村 ・新発田市 隣保館運営費、地域交流促進事業、相談機能強化事業 ・胎内市 広域隣保活動事業 | 福祉保健課 | NO.208 再掲 |
| 220 | 人権擁護委員に対する研修 | 新潟地方法務局が実施する人権擁護委員に対する研修において、同和問題についての講義を実施する。 | 0 | ○期 日 未定 ○場 所 新潟地方法務局 ○対象者 新潟県内の人権擁護委員 ○内 容 同和問題について | 福祉保健課 | NO.211 再掲 |
| 221 | 地域改善指導事務 | 市町村が行う地域改善対策事業に対して助言を行い、その適正化を図るとともに、各種会議に参加する。 | 240 | ○負担 国1/2 県1/2 | 福祉保健課 | NO.212 再掲 |
| ○ 学校教育における推進 | | | | | | |
| 222 | 人権教育、同和教育研修会 | 学校における人権教育、同和教育を推進するため、人権教育、同和教育連絡協議会を開催して、人権教育、同和教育の基本的な考え方及び実践の方法について研究協議する。また、各種研修を開催して指導者の資質向上を図る。 | 1,376 | ○人権教育、同和教育連絡協議会（令和2年4月22日・県立教育センター → 新型コロナウイルスの影響のため延期） ○人権教育、同和教育指導者研修会（令和2年6月30日・新発田市立七葉小） → 新型コロナウイルスの影響のため中止、代替措置で対応 ○同和教育現地等研修会（上・中・下越の3地区で実施） ○人権教育、同和教育主任等研修会（上・中・下越、佐渡の6会場、中越地区は3会場） → 新型コロナウイルスの影響のため中止、代替措置で対応 | 義務教育課 | NO.2再掲 |
| 223 | 同和教育推進協議会 | 新潟県同和教育推進協議会を設置し、人権教育、同和教育の推進にかかわる諸問題について協議する。 | 1,196 | ○同和教育推進協議会 ・時期 第1回令和2年5月29日 → 延期 第2回令和3年1月20日 ・会場 県庁 ・内容 人権教育、同和教育推進にかかわる諸課題についての協議 | 義務教育課 | NO.3再掲 |
| 224 | 同和地区入学支度金補助金 | 旧同和地区児童生徒入学支度金支給事業を行う市町村に対して、その経費の一部を補助する。 | 120 | ○旧同和地区児童生徒入学支度金支給事業を行う市町村に経費の1/2を補助する。 | 義務教育課 | |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 | |
|-----|-----------------|---|-----------------|--|---------|---------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | | |
| 225 | 人権教育、同和教育担当者会議 | 高等学校における人権教育、同和教育の一層の推進を図るため、人権教育、同和問題についての理解を深め、情報交換及び研究協議を行って、指導者としての識見を高める。 | 291 | ○開催時期 令和2年5月25日 ○場所 県立教育センター ○対象者 県立高等学校・県立中等教育学校人権教育、同和教育担当教員 ○内容 <ul style="list-style-type: none"> ・担当指導主事講話（人権教育、同和教育の現状と課題等） ・実践発表（高校）、研究協議 ・講演 *新型コロナウイルス感染症対策のため、担当課からの資料配付及び研修用動画の視聴等により、各校が課題レポートを作成し、担当課へ提出することにより代替 | 高等学校教育課 | NO.5再掲 |
| 226 | 人権教育、同和教育研修会 | 高等学校における人権教育、同和教育の一層の推進を図るため、人権教育、同和問題についての理解を深めるとともに、情報交換及び研究協議を行う。 | 359 | ○開催時期 令和2年11月12日 ○場所 県立教育センター ○対象者 公立高等学校・中等教育学校教員 ○内容 <ul style="list-style-type: none"> ・担当指導主事講話（人権教育、同和教育の現状と課題等） ・人権アクティビティ、研究協議 ・講演会 | 高等学校教育課 | NO.6再掲 |
| 227 | 人権教育、同和教育指導者研修会 | 高等学校における人権教育、同和教育の一層の推進を図るため、人権教育、同和問題についての研修を深めるとともに、情報交換及び研究協議を行って、指導者としての識見を高める。 | 118 | ○開催時期 令和2年10月 ○場所 新発田市隣保館 ○対象者 県立高等学校・県立中等教育学校校長 ○内容 <ul style="list-style-type: none"> ・講演 ・現地研修 ・グループ協議 | 高等学校教育課 | NO.7再掲 |
| 228 | 人権教育、同和教育現地研修会 | 各高等学校人権教育、同和教育担当者が同和地区を視察し、差別の実態を学ぶことにより本県同和教育の一層の推進に資する。 | 160 | ○開催時期 令和2年9月 ○場所（3地区で実施） 魚沼市小出郷福祉センター、新発田市隣保館、上越市白山会館 ○対象者 県立高等学校・県立中等教育学校教員 ○内容 <ul style="list-style-type: none"> ・講演 ・現地研修 ・グループ協議 | 高等学校教育課 | NO.8再掲 |
| 229 | 同和教育県内・外研修会 | 同和教育行政及び同和教育の推進について先進県等に学ぶ。 | 128 | ○全国人権・同和教育研究大会の参加をもって現地研修とする。 → 新型コロナウイルスの影響により来年度に延期 教育次長、義務教育課長、高等学校教育課長、生涯学習推進課長、義務教育課指導参事、各課担当 | 義務教育課 | NO.9再掲 |
| 230 | 人権教育県指定校事業 | 人権教育、同和教育に関する指導方法の改善及び充実に資するため実践的な研究を行う。 | 165 | ○対象時期 令和2年度（令和2年度からの2年間） ○対象校 高田商業高等学校 ○内容 年間指導計画の作成、現地研修会や講演会及び公開授業の実施等 | 高等学校教育課 | NO.10再掲 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 | |
|---------------------|-------------------|--|-----------------|--|---------|-------------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | | |
| 231 | 人権教育指定校事業 | 人権意識を培うための学校教育の在り方について実践研究を行い、指導方法の改善と充実を図る。 | 360 | ○対象時期 令和2年度(令和2年度から2年間) ○対象校 関川村立関川中学校 南魚沼市立北辰小学校 ○研究テーマ 関川中学校 「基本的人権を尊重し、自他の大切さを認め合う生徒の育成」 北辰小学校 「違いやよさを認め、思いやりのある言動がとれる子の育成」 | 義務教育課 | NO.11 再掲 |
| 232 | 人権教育指定校事業 | 人権意識を培うための学校教育の在り方について実践研究を行い、指導方法の改善と充実を図る。 | 155 | ○対象時期 令和2年度(令和2年度からの2年間) ○対象校 長岡向陵高等学校 ○内容 年間指導計画の作成、現地研修会や講演会及び公開授業の実施等 | 高等学校教育課 | NO.12 再掲 |
| 233 | 人権教育、同和教育推進事業 | 学校が実施する生徒又は教職員を対象とする人権教育、同和教育に関する講演会の実施を支援する。 | 561 | ○対象時期 令和2年度 ○対象校 県立高等学校及び県立中等教育学校(35校) | 高等学校教育課 | NO.13 再掲 |
| ○ 社会教育における推進 | | | | | | |
| 234 | 社会同和教育市町村巡回研修会 | 行政関係者、社会教育関係者、PTA関係者等を対象として同和教育に関する正しい理解を図るため、県内市町村を巡回して研修を行う。 | 192 | ○期日・会場 ・令和2年10月27日 阿賀野市ささかみ体育館 ・令和2年11月18日 妙高市妙高保健センター ・令和2年11月27日 南魚沼市コミュニティホールさわらび ・令和3年1月28日 長岡市さいわいプラザ ○対象者 市町村教育行政関係者、社会教育関係団体関係者等 ○内容 県所管事項の説明、講義等 | 生涯学習推進課 | NO.14 再掲 |
| 235 | 社会同和教育学習資料による周知啓発 | 社会同和教育学習資料「わたしとあなたのために今」を印刷し、各種研修会等で活用する。 | 55 | ○「わたしとあなたのために今」の1,500部印刷 ○県教育委員会が実施する各種人権教育研修会等で活用する。 | 生涯学習推進課 | NO.16 再掲 |
| ○ 一般対策の推進 | | | | | | |
| 236 | 地域改善対策委託 | 同和問題の解決を図るため、部落問題対策事業を民間運動団体へ委託する。 | 6,000 | ○部落問題対策事業 各種相談業務、環境実態調査、行政への協力活動 ○啓発・研究事業 講演会・地域懇談会、啓発資料作成、歴史等の研究 | 福祉保健課 | |
| 237 | 地域改善対策貸付金 | 同和地区住民の生活環境の安定向上を図るため、住宅新築資金等の貸付を行う。 | 4,546 | ○預託割合 県2/3以内。利用者の償還が終わるまで、毎年金融機関に一定割合を預託する。平成13年度で新規貸付は終了。 | 福祉保健課 | |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-----------------------------|-----------------------|---|-----------------|---|----------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 238 | 地域改善対策補助金 | 同和地区における小規模事業者の経営改善を図るため、地域改善対策担当の経営指導員を設置する。 | 6,419 | ○経営指導員1名を設置 | 創業・経営支援課 |
| 239 | 同和地区中小企業振興資金貸付金 | 同和地区における中小企業者の経営の安定を図るため、低利融資を実施する。 | 4,475 | ○限度額及び負担 8,000千円(うち運転資金5,000千円) 県1/5 金融機関4/5 ○利率及び償還 利率 責任共有制度対象外保証付 年1.90%(令和2年4月1日現在) 責任共有制度対象保証付 年2.10%(令和2年4月1日現在) 運転資金5年以内 設備資金7年以内 | 創業・経営支援課 |
| 240 | 同和地区中小企業振興資金貸付金保証料負担金 | 振興資の金貸付けに伴う信用保証協会への信用保証料を県及び市町村が助成する。 | 324 | ○負担 県1/2 市町村1/2 | 創業・経営支援課 |
| 241 | 公正採用選考推進費 | 県内企業に対して同和問題の認識を深めるために啓発資料を作成する。 | 106 | ○名称 差別のない雇用をめざして ○対象 県内企業 ○部数 2,500部 | しごと定住促進課 |
| 6 外国人 | | | | | |
| ○ 国際理解教育の推進及び啓発活動の充実 | | | | | |
| 242 | 国際交流出前講座 | 国際理解促進のため、市町村や公民館、学校、商工会議所等が主催する講座に、県国際交流員、JICA国際ボランティア経験者(青年海外協力隊OB等)を講師として派遣し、各国のビジネス事情、文化・生活事情などを紹介するもの。 | 0 | ○派遣時期 通年 (派遣希望日の1月前までに申込み) ○派遣者 ・国際交流員等(米国、ロシア、韓国、中国、ベトナム、モンゴル) ・JICA国際ボランティア経験者(青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等) ○派遣場所 ・市町村、公民館、学校、商工団体、地域振興局等 | 国際課 |
| 243 | 外国語教育推進 | 外国語指導助手を採用し、高等学校における国際理解の推進に資する。 | 134,303 | ○外国語指導助手採用数 ・令和2年4月～令和2年7月 ALT(JET) 27人 ・令和2年8月～令和3年3月 ALT(JET) 25人 | 高等学校教育課 |

NO.217
再掲

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-------------------------------|-------------------------|---|-----------------|--|-------------------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| ○ 企業等への啓発 | | | | | |
| 244 | 新潟県外国人材受入サポートセンター運営事業 | 外国人材の採用等に関する県内企業・団体等への助言や相談等を行う窓口を設置し、外国人材の受入れを支援する。 | 18,131 | <ul style="list-style-type: none"> ○新潟県外国人材受入サポートセンターの設置 ○外国人留学生の県内企業への就職促進 <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業向け「外国人材採用セミナー」の実施 ・外国人留学生の県内企業就職に向けたイベント等の実施 ○外国人技能実習制度や在留資格「特定技能」への理解と適正な運用促進に向けた取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人材の受入れを検討中の企業・団体等に対するセミナーの実施 | 産業政策課 しごと定住促進課 |
| ○ 外国人への情報提供や相談・支援体制の充実 | | | | | |
| 245 | 多文化共生総合相談ワンストップセンター運営事業 | 県内の在住外国人からの生活や就労等に係る情報提供・相談を、対面又は電話により、ワンストップで受け付ける相談窓口（ワンストップセンター）を運営する。 | 13,772 | <ul style="list-style-type: none"> ○相談体制 電話、来所及び電子メールによる相談に対応（11か国語以上） ○（公財）新潟県国際交流協会に委託 | 国際課 |
| ○ 外国人労働者への情報提供や相談・支援体制 | | | | | |
| 246 | 多文化共生総合相談ワンストップセンター運営事業 | 県内の在住外国人からの生活や就労等に係る情報提供・相談を、対面又は電話により、ワンストップで受け付ける相談窓口（ワンストップセンター）を運営する。 | 13,772 | <ul style="list-style-type: none"> ○相談体制 電話、来所及び電子メールによる相談に対応（11か国語以上） ○（公財）新潟県国際交流協会に委託 | 国際課 |
| ○ 民間団体等の活動支援・連携促進 | | | | | |
| 247 | 国際化推進活動支援 | 民間団体が実施する国際交流活動を支援し、地域の国際交流を促進するため、助成金を交付するもの。 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> ○募集時期 年2回 ○対象団体 県内の民間非営利団体 （（公財）新潟県国際交流協会の賛助会員） ○対象事業 国際交流を推進する事業 （外国籍住民に対し、サービスを提供する事業等） ○補助金額 上限20万円 ○実施主体 （公財）新潟県国際交流協会 | 国際課 |
| ○ ヘイトスピーチへの対応 | | | | | |
| 248 | 人権を大切に する県民のつどい | 人権週間に合わせて広く県民に人権についての正しい理解を深めてもらうため、人権啓発イベントを開催する。 | 1,224 | <ul style="list-style-type: none"> ○期 日 令和2年11月7日 ○場 所 いくとぴあ食花 ○対象者 県民 ○内 容 ステージイベント、パネル展、街頭啓発活動等 | 福祉保健課 |

NO. 245
再掲NO. 20
再掲

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 | |
|------------------------------------|-----------------------|---|-----------------|--|-------|--------------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | | |
| 249 | 人権啓発ビデオ・フィルム貸出 | 学校、企業、市町村等で職員を対象とした人権啓発の研修を行う際の人権啓発に関するビデオ・DVD・フィルムの貸出を行う。 | 0 | ○ビデオ・DVD・フィルム所蔵数 200本 | 福祉保健課 | NO. 21 再掲 |
| 250 | テレビスポット | 県民の人権に関する関心を喚起するとともに、人権意識の高揚を図るため、テレビスポットを放映する。 | 4,550 | ○人権週間に合わせて放映する。 | 福祉保健課 | NO. 25 再掲 |
| 251 | ラジオ・インターネット・地域総合情報誌広告 | 県民の人権に関する関心を喚起するとともに、人権意識の高揚を図るため、ラジオスポット等による啓発を行う。 | 750 | ○人権週間に合わせて実施する。 | 福祉保健課 | NO. 25 再掲 |
| 252 | 新聞広告 | 県民の人権に関する関心を喚起するとともに、人権意識の高揚を図るため、新聞広告を掲載する。 | 2,374 | ○掲載段数 10段 ○掲載先 新潟日報社 ○人権週間を中心に掲載する | 福祉保健課 | NO. 27 再掲 |
| 7 感染症患者等 | | | | | | |
| ○ HIV感染者・エイズ患者及び家族等への支援等の充実 | | | | | | |
| 253 | エイズ講演会 | 各保健所において、地域住民を対象にエイズに関する正しい知識の普及と予防意識を啓発するため、講演会を実施する。 | 482 | ○開催時期 地域機関が設定する日 ○場所 各地域機関管内 ○対象者 小中高校生及び一般住民等 ○内容 エイズに関連する事項 | 健康対策課 | |
| 254 | エイズデー関連キャンペーン | 12月1日の世界エイズデーにちなみ、県民を対象として、エイズに関する正しい知識の普及と予防啓発を一層強化するためにキャンペーンを実施する。 | 445 | ○開催時期 令和2年12月1日周辺の期間 ○場所、内容等 未定 | 健康対策課 | |
| ○ ハンセン病患者・元患者及び家族等への支援等の充実 | | | | | | |
| 255 | ハンセン病対策事業 | ハンセン病に対する正しい知識の普及に努め、ハンセン病療養所入所者の福祉の増進を図る。 | 913 | ○事業主体 県 ○対象 4国立療養所 9名 (R2.4.1現在) ○事業内容 ・郷土新聞の配送 ・贈答品の送付 (らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日、年末) ・正しい知識の普及啓発 ・里帰り事業の充実 ・電話相談事業 ・施設訪問 ・新潟県藤楓協会への補助 | 健康対策課 | |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|--|------------------------|--|-----------------|---|-------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 8 新潟水俣病被害者 | | | | | |
| ○ 「環境と人間のふれあい館（新潟水俣病資料館）」を通じた啓発 | | | | | |
| 256 | 新潟水俣病の教訓の伝承等に係る講演会開催事業 | 講演会を開催することで、県民が水俣病の問題を多面的に把握するとともに、新潟水俣病の正しい理解の促進と教訓の普及啓発を図る。 | 1,511 | ○実施期間 令和2年9月～令和2年12月 ○対象者 県民 | 生活衛生課 |
| 257 | 新潟水俣病情報発信事業 | 新潟水俣病の教訓を県民に広く普及啓発するため、民間団体等が提案する水俣病教訓の情報発信を行う事業に対し、事業費を補助する。 | 2,700 | ○実施期間 令和2年4月～令和3年3月 ○対象者 民間団体等 | 生活衛生課 |
| 258 | 環境と人間のふれあい館運営 | 県民の水俣病問題への理解を深めることを目的に、水俣病被害者の管理運営協議会等への参加を通じて、被害者の声を施設運営に反映させるとともに、被害者自らその被害の実態を語る「語り部」口演を実施する。 | 16,593 | ○管理運営協議会等 年2回開催 ○「語り部」口演 ・実施期間 通年 ・対象 県民 | 生活衛生課 |
| 259 | 環境と人間のふれあい館事業活動 | 新潟水俣病の歴史と教訓を伝え、県民の水俣病問題への理解を深めることを目的に、新潟水俣病に関する企画事業を実施する。 | 1,080 | ○水俣病講演会、講座 ・実施期間 令和2年4月～令和3年3月 ・対象者 県民 ・内容 新潟水俣病に関する講演会、講座、パネル展等 | 生活衛生課 |
| 260 | ふれあい館サポーター事業 | 被害者の思いや経験を語り継ぐことができる人材を育成し、水俣病学習の授業サポートを行う。 | 1,432 | ○実施期間 令和2年4月～令和3年3月 ○対象者 県内の小中学生 | 生活衛生課 |
| 261 | 一日館長・夏休み自由研究 | 新潟水俣病の経験と教訓を若年代へ語り継ぐため、高橋なんぐ氏に一日館長として講師を務めていただき、小学生の親子を対象にイベントを企画する。 | 502 | ○対象期間 令和2年8月 ○対象者 小学5・6年生の児童及び保護者 | 生活衛生課 |
| ○ 学校教育における推進 | | | | | |
| 262 | 水俣病発生地域間交流事業 | 地理的に離れている新潟県と熊本県水俣市の小学生同士の交流の推進等により、水俣病問題を普及・啓発する活動や課題について情報交換を行い、次世代への継承を図る。 | 2,318 | ○実施期間 令和2年4月～令和3年3月 ○対象者 県内の小学生 | 生活衛生課 |
| 263 | 教師用指導資料等作成事業 | 学校等における水俣病学習を進めるため、教師用指導記録集及び児童・生徒向けの副教材を作成し、配布する。 | 517 | ○実施期間 令和2年4月～令和3年3月 ○対象者 教職員・小中学生 | 生活衛生課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|---------------------------|-----------------------|--|-----------------|--|-------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 264 | 小中学校への環境学習支援事業 | 子どもたちが、環境の大切さを理解し、新潟水俣病を人権問題として学習することで、新潟水俣病の悲劇や差別偏見を繰り返さない知識や行動力を身に付けてもらうため、小中学校が家庭や地域と連携して行う環境学習や新潟水俣病に関する人権学習を支援する。 | 2,325 | ○環境学習等モデル校の指定と支援 ・実施期間 令和2年4月～令和3年3月 ・対象者 環境学習等を実践する小中学校 ・内容 指定校の環境学習等支援による実践研究の実施 | 生活衛生課 |
| ○ 地域社会の再生・融和の促進 | | | | | |
| 265 | 阿賀野川流域地域フィールドミュージアム事業 | 新潟水俣病が発生した阿賀野川流域地域全体を舞台に、環境学習ツアーや地域活性環境イベント、新潟水俣病問題に係る研修などを展開して、同地域の再生・融和を図る「もやい直し」を推進する。 | 17,099 | ○実施期間 令和2年4月～令和3年3月 ○対象者 県民、新潟水俣病被害者、関係団体等 | 生活衛生課 |
| ○ 新潟水俣病患者への保健・福祉対策 | | | | | |
| 266 | 家庭訪問指導 | 水俣病認定患者の健康の回復、保持及び増進を図るため、水俣病認定患者の家庭を保健師等が訪問し、健康状態を把握するとともに、保健指導及び日常生活上の指導等を行う。 | 149 | ○実施期間 令和2年4月～令和3年3月 ○対象者 水俣病認定患者 | 生活衛生課 |
| 267 | 訪問保健指導事業 | 水俣病総合対策医療事業医療手帳所持者又は水俣病被害者手帳所持者の健康不安等を解消するため、保健師等が家庭を訪問し、健康状態を把握するとともに、保健指導及び日常生活上の指導等を行う。 | 1,422 | ○実施期間 令和2年4月～令和3年3月 ○対象者 水俣病総合対策医療事業医療手帳所持者又は水俣病被害者手帳所持者 | 生活衛生課 |
| 268 | 相談窓口体制整備事業 | 新潟水俣病発生地域に居住する住民の健康不安や水俣病諸制度の案内・受付を始めとした幅広い相談等に応じるため、総合的な相談窓口を阿賀野川流域の3市町に設置する。 | 4,500 | ○実施期間 令和2年4月～令和3年3月 ○対象者 阿賀野川流域地域住民 | 生活衛生課 |
| 9 北朝鮮による拉致被害者 | | | | | |
| 269 | 拉致被害者等支援事業 | 北朝鮮による拉致問題の全面解決を県民世論に訴えとともに、帰国した拉致被害者及びその家族が安心して自立した生活ができるよう支援策を講ずる。 | 7,700 | ○県民世論の喚起 県民集会や大学生向けセミナー、県内各地を巡回するパネル展、映画「めぐみ」の上映会を開催するほか、新聞、テレビ、ラジオ等で啓発を行う。 ○国への要請活動 拉致問題の早期解決等について、国に対して働きかけを行う。 | 国際課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-----------------------|-----------------------|--|-----------------|---|---------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 270 | 帰国被害者等 自立・社会適応促進事業 | 帰国被害者等の自立・適応を促進するため、専門家等を交え自立支援の実施状況と帰国被害者等の自立・適応状況を分析することにより、より適切な支援方法を検討する。 また、地元自治体等との連絡会議を開催し、共通の課題や検討項目等について意見交換を行う。 | 2,300 | ○専門家等を交えた自立支援会議の開催 ○地元自治体等との連絡会議の開催 ○国や他県等との連絡調整 | 国際課 |
| 10 犯罪被害者やその家族 | | | | | |
| 271 | 犯罪被害者等支援 総合窓口 | 犯罪被害者等からの問い合わせ等に対し、情報提供など総合的な対応を行う。 | 0 | ○必要な支援策の情報提供や各種相談機関の紹介など | 県民生活課 |
| 272 | 犯罪被害者支援 | 犯罪被害者支援に対する理解を深めるために、市町村職員や県民を対象とした被害者等が語る講演会や広報啓発を行う。 | 588 | ○「命の大切さを学ぶ教室」の実施 犯罪被害者遺族等による講演 ○「犯罪被害者支援フォーラム」の実施 11月開催 犯罪被害者遺族の講演等 ○県民への広報啓発（チラシ、パンフレット等の作成） | 県民生活課 |
| 273 | 性暴力・性犯罪被害者支援 | 性暴力・性犯罪被害者からの相談を専門に受け付け、必要な支援を行う「性暴力・性犯罪被害者ワンストップ支援センター」の設置運営を行う。 | 7,458 | ○施設名称 性暴力被害者支援センターにいがた ○運営委託先 (公社)にいがた被害者支援センター | 県民生活課 |
| 274 | 被害者支援講演会 | 新潟県被害者支援連絡協議会々員及び警察署単位被害者支援連絡協議会代表者等を対象に犯罪被害者の現状・支援の必要性についての理解と認識を深めるため、被害者等が講演を実施する。 | 86 | ○開催時期 令和2年9月 ○場 所 新潟県自治会館1階講堂 ○対象者 左記会員及び警察職員等 200人(予定) ○内 容 被害者支援に関する講演 | 警察本部警務課 |
| 275 | 啓発活動等の取組 | にいがた被害者支援センター等との協働等により、県民への啓発活動を推進する。 | 202 | ○啓発活動等の取組 にいがた被害者支援センター等との協働 ○犯罪被害者等への情報提供 「被害者の手引き」等の確実な交付 | 警察本部警務課 |
| 276 | 犯罪被害者等の支援団体の活動促進 | にいがた被害者支援センターに対して、犯罪被害者等支援の推進に関する業務を委託する。 | 2,568 | ○相談員育成業務 ○直接的支援業務 ○相談業務 | 警察本部警務課 |
| 11 刑を終えて出所した人等 | | | | | |
| 277 | 更生保護等への協力 | 「社会を明るくする運動」等において、関係団体との連携・協力を行う。 | 0 | ○関係団体と協力し、広報等を実施 | 子ども家庭課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 | |
|---|-------------------------------|--|-----------------|---|-------|-------------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | | |
| 12 性的指向・性自認を理由とする偏見や差別 | | | | | | |
| 278 | 人権を大切にする 県民のつどい | 人権週間に合わせて広く県民に人権についての正しい理解を深めてもらうため、人権啓発イベントを開催する。 | 1,224 | ○期日 令和2年11月7日 ○場所 いくとびあ食花 ○対象者 県民 ○内容 ステージイベント、パネル展、街頭啓発活動等 | 福祉保健課 | NO.20 再掲 |
| 279 | 人権啓発ビデオ・ フィルム貸出 | 学校、企業、市町村等で職員を対象とした人権啓発の研修を行う際の人権啓発に関するビデオ・DVD・フィルムの貸出を行う。 | 0 | ○ビデオ・DVD・フィルム所蔵数 200本 | 福祉保健課 | NO.21 再掲 |
| 280 | テレビスポット | 県民の人権に関する関心を喚起するとともに、人権意識の高揚を図るため、テレビスポットを放映する。 | 4,550 | ○人権週間に合わせて放映する。 | 福祉保健課 | NO.24 再掲 |
| 281 | ラジオ・インター ネット・地域総合 情報誌広告 | 県民の人権に関する関心を喚起するとともに、人権意識の高揚を図るため、ラジオスポット等による啓発を行う。 | 750 | ○人権週間に合わせて実施する。 | 福祉保健課 | NO.25 再掲 |
| 282 | 新聞広告 | 県民の人権に関する関心を喚起するとともに、人権意識の高揚を図るため、新聞広告を掲載する。 | 2,374 | ○掲載段数 10段 ○掲載先 新潟日報社 ○人権週間を中心に掲載する | 福祉保健課 | NO.27 再掲 |
| 13 様々な人権問題 | | | | | | |
| 第4章 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進 | | | | | | |
| 1 公務員 | | | | | | |
| 283 | 県職員に対する研 修 | 新規採用者及び課長補佐・次長級職員に対し、人権についての講義を実施する。 | 0 | 1 新採用職員研修 ○期日 令和2年8月28日(予定) ○場所 自治研修所 ○対象者 新採用職員 ○内容 人権と行政 2 課長補佐・次長級職員研修 ○期日 令和2年7月20日、30日、31日 ○場所 自治研修所 ○対象者 課長補佐・次長職員 ○内容 人権と行政 | 福祉保健課 | |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|-----------------------|-----------------------------|--|-----------------|---|---------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 284 | 人権・同和問題に関する教育啓発推進研修会 | 公務員の人権意識向上を図るための研修会を開催する。 | 100 | ○期日 未定 ○場所 未定 ○対象者 県、市町村の行政職員 ○内容 未定 | 福祉保健課 |
| 285 | 人権・同和問題市町村担当課長会議の開催 | 国の今年度の人権施策を伝達するとともに、情報交換を行い、市町村と連携した人権施策を推進する。また、人権啓発のため、外部講師による人権講演を実施する。 | 142 | ○期日 新型コロナウイルス感染症の影響を受け書面開催(令和2年5月) ○対象者 市町村担当課長 ○内容 ・資料 人権・同和行政を巡る県内の動き、市町村委託の留意点 | 福祉保健課 |
| 286 | 市町村における人権教育・啓発推進のための人権担当者会議 | 市町村における人権施策を円滑に実施するため、担当者を対象に、説明会を実施する。 | 20 | ○期日 未定 ○場所 新潟県自治会館(予定) ○対象者 市町村人権担当者 ○内容 未定 | 福祉保健課 |
| 287 | 同和問題に関する行政職員現地研修会 | 行政に携わる職員一人一人が、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権に配慮した行政を推進するため、現地研修会を行う。 | 72 | ○期日 未定 ○場所 未定 ○対象者 県及び市町村の行政職員20人程度 ○内容 ・説明 部落解放同盟新潟県連合会(予定) | 福祉保健課 |
| 2 教職員・社会教育関係職員 | | | | | |
| 288 | 人権教育、同和教育研修会 | 学校における人権教育、同和教育を推進するため、人権教育、同和教育連絡協議会を開催して、人権教育、同和教育の基本的な考え方及び実践の方法について研究協議する。また、各種研修を開催して指導者の資質向上を図る。 | 1,376 | ○人権教育、同和教育連絡協議会(令和2年4月22日・県立教育センター→新型コロナウイルスの影響のため延期) ○人権教育、同和教育指導者研修会(令和2年6月30日・新発田市立七葉小)→新型コロナウイルスの影響のため中止、代替措置で対応 ○同和教育現地等研修会(上・中・下越の3地区で実施) ○人権教育、同和教育主任等研修会(上・中・下越、佐渡の6会場、中越地区は3会場)→新型コロナウイルスの影響のため中止、代替措置で対応 | 義務教育課 |
| 289 | 人権教育、同和教育担当者会議 | 高等学校における人権教育、同和教育の一層の推進を図るため、人権教育、同和問題についての理解を深め、情報交換及び研究協議を行って、指導者としての識見を高める。 | 291 | ○開催時期 令和2年5月25日 ○場所 県立教育センター ○対象者 県立高等学校・県立中等教育学校人権教育、同和教育担当教員 ○内容 ・担当指導主事講話(人権教育、同和教育の現状と課題等) ・実践発表(高校)、研究協議 ・講演 *新型コロナウイルス感染症対策のため、担当課からの資料配付及び研修用動画の視聴等により、各校が課題レポートを作成し、担当課へ提出することにより代替 | 高等学校教育課 |

NO.210
再掲NO.2再
掲NO.5再
掲

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 | |
|-----|-----------------|---|-----------------|---|---------|---------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | | |
| 290 | 人権教育、同和教育研修会 | 高等学校における人権教育、同和教育の一層の推進を図るため、人権教育、同和問題についての理解を深めるとともに、情報交換及び研究協議を行う。 | 359 | ○開催時期 令和2年11月12日 ○場所 県立教育センター ○対象者 公立高等学校・中等教育学校教員 ○内容 ・担当指導主事講話（人権教育、同和教育の現状と課題等） ・人権アクティビティ、研究協議 ・講演会 | 高等学校教育課 | NO.6再掲 |
| 291 | 人権教育、同和教育指導者研修会 | 高等学校における人権教育、同和教育の一層の推進を図るため、人権教育、同和問題についての研修を深めるとともに、情報交換及び研究協議を行って、指導者としての識見を高める。 | 118 | ○開催時期 令和2年10月 ○場所 新発田市隣保館 ○対象者 県立高等学校・県立中等教育学校校長 ○内容 ・講演 ・現地研修 ・グループ協議 | 高等学校教育課 | NO.7再掲 |
| 292 | 人権教育、同和教育現地研修会 | 各高等学校人権教育、同和教育担当者が同和地区を視察し、差別の実態を学ぶことにより本県同和教育の一層の推進に資する。 | 160 | ○開催時期 令和2年9月 ○場所（3地区で実施） 魚沼市小出郷福祉センター、新発田市隣保館、上越市白山会館 ○対象者 県立高等学校・県立中等教育学校教員 ○内容 ・講演 ・現地研修 ・グループ協議 | 高等学校教育課 | NO.8再掲 |
| 293 | 同和教育県内・外研修会 | 同和教育行政及び同和教育の推進について先進県等に学ぶ。 | 128 | ○全国人権・同和教育研究大会の参加をもって現地研修とする。 → 新型コロナウイルスの影響により来年度に延期 教育次長、義務教育課長、高等学校教育課長、生涯学習推進課長、義務教育課指導参事、各課担当 | 義務教育課 | NO.9再掲 |
| 294 | 人権教育県指定校事業 | 人権教育、同和教育に関する指導方法の改善及び充実に資するため実践的な研究を行う。 | 165 | ○対象時期 令和2年度（令和2年度からの2年間） ○対象校 高田商業高等学校 ○内容 年間指導計画の作成、現地研修会や講演会及び公開授業の実施等 | 高等学校教育課 | NO.10再掲 |
| 295 | 人権教育指定校事業 | 人権意識を培うための学校教育の在り方について実践研究を行い、指導方法の改善と充実に資する。 | 360 | ○対象時期 令和2年度（令和2年度から2年間） ○対象校 関川村立関川中学校 南魚沼市立北辰小学校 ○研究テーマ 関川中学校 「基本的人権を尊重し、自他の大切さを認め合う生徒の育成」 北辰小学校 「違いやよさを認め、思いやりのある言動がとれる子の育成」 | 義務教育課 | NO.11再掲 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|---------------|-------------------|--|-----------------|--|------------------------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 296 | 人権教育指定校事業 | 人権意識を培うための学校教育の在り方について実践研究を行い、指導方法の改善と充実を図る。 | 155 | ○対象時期 令和2年度(令和2年度からの2年間) ○対象校 長岡向陵高等学校 ○内容 年間指導計画の作成、現地研修会や講演会及び公開授業の実施等 | 高等学校教育課 NO.12 再掲 |
| 297 | 人権教育、同和教育推進事業 | 学校が実施する生徒又は教職員を対象とする人権教育、同和教育に関する講演会の実施を支援する。 | 561 | ○対象時期 令和2年度 ○対象校 県立高等学校及び県立中等教育学校(35校) | 高等学校教育課 NO.13 再掲 |
| 298 | 人権教育指導者研修会 | 地域、学校等で指導的役割を担っている方等を対象に、改めて人権の重要性の認識を深めるための研修会を行う。 | 516 | ○期日 令和2年11月1日 ○会場 中越地区 ○対象者 行政職員、社会教育関係者、企業の人権教育担当者等 ○内容 DVD視聴、講義等 | 生涯学習推進課 NO.15 再掲 |
| 299 | 人権教育市町村行政担当者研究協議会 | 市町村教育委員会生涯学習、社会教育主管課人権教育担当者等の共通理解と資質の向上を目指し、研究協議を行う。 | 85 | ○期日 令和2年9月9日 ○会場 県立生涯学習推進センター ○対象者 市町村教育委員会生涯学習、社会教育主管課人権教育担当者等 ○内容 県所管事項の説明、実践報告、講義、研究協議 | 生涯学習推進課 NO.17 再掲 |
| 3 警察職員 | | | | | |
| 300 | 警察学校における教養 | 警察学校における新採用、現任及び専門的教養などに際し、担当幹部職員が人権に関する教養を行っているほか、県人権啓発室員及び部外の知識人を講師として招聘した講義も実施している。 | 0 | ○開催時期 通年 ○場所 警察学校 ○対象者 警察学校入校中の警察職員 ○内容 担当幹部職員、県人権啓発室員等により教養実施 | 警察学校 警察本部教養課 |
| 301 | ハラスメント相談員制度 | 警察職員におけるハラスメントに対する認識を深め、職員間での防止に向け、相談員(職員)を毎年指定するとともに相談員研修を実施し、未然防止と事案認知時の適切な対応に取り組んでいる。 | 0 | ○制度の概要 毎年4月に各所属に1名以上を指定 ○研修 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から集合研修は実施せず、教養資料の配布等代替教養を実施予定 ○研修対象者 各所属の相談員 | 警察本部警務課 |
| 302 | 被留置者等の人権に関する教養 | 看守・護送勤務に従事する職員を対象にした研修会において、被留置者等における人権の正しい理解と配慮を行う教養を実施している。 | 0 | ○開催期日 通年 ○場所 各所属 ○対象者 警察職員 ○内容 担当幹部職員により教養実施 | 警察本部留置管理課 |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|----------------------|----------------------------------|---|-----------------|---|---------------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 303 | 職場における教養 | 警察職員を対象に、警察活動が深く人権にかかわっていることを強く認識し、人権に配慮した職務執行に取組ませることを教養している。 | 0 | ○開催期日 通年 ○場所 各所属 ○対象者 全職員 ○内容 幹部職員により教養実施 | 警察本部教養課 |
| 304 | ストーカー及び配偶者暴力事案等における女性の人権保護に関する教養 | 警察職員を対象に、女性被害が大半となるストーカー及び配偶者暴力事案等の対応時における女性の人権保護に対する正しい理解と配慮等について、広く教養を行う。 | 0 | ○開催期日 通年 ○場所 各所属 ○対象者 全職員 ○内容 担当幹部職員により教養実施 | 警察本部子供女性安全対策課 |
| 4 医療・保健・福祉関係者 | | | | | |
| 305 | 人権擁護委員に対する研修 | 新潟地方法務局が実施する人権擁護委員に対する研修において、同和問題についての講義を実施する。 | 0 | ○期日 未定 ○場所 新潟地方法務局 ○対象者 新潟県内の人権擁護委員 ○内容 同和問題について | 福祉保健課 |
| 5 消防職員 | | | | | |
| 306 | 消防職員に対する研修 | 初任教育の消防職員に対し、人権についての講義を実施する。 | 0 | ○期日 令和2年4月13日65人、令和2年10月19日(予定)35人(予定) ○場所 消防学校 ○対象者 初任教育の消防職員 ○内容 人権と行政 | 消防学校 |
| 6 地方議会議員 | | | | | |
| 7 マスメディア関係者 | | | | | |
| 8 公共交通機関関係者 | | | | | |

NO. 211
再掲

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|----------------------------|------------------------|--|-----------------|---|-------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 第5章 人権施策推進に向けて | | | | | |
| 1 県の基本姿勢 | | | | | |
| (1) 庁内推進体制の整備 | | | | | |
| 307 | 新潟県人権施策推進会議幹事会の開催 | 人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るために、新潟県人権施策推進会議幹事会を開催する。 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> ○日時 令和2年7月29日 ○場所 行政庁舎201会議室 ○出席者 新潟県人権施策推進会議幹事会幹事長、副幹事長及び幹事 ○議題 <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県人権教育・啓発推進基本指針の取組実績（令和元年度） ・新潟県人権教育・啓発推進基本指針の取組計画（令和2年度） ・重点項目の設定について | 福祉保健課 |
| (2) 人権尊重の視点に立った職務遂行 | | | | | |
| (3) 人権課題への適切な対応 | | | | | |
| 308 | 防犯カメラの適正な管理運用 | 防犯カメラの設置及び利用に関する指針に基づき、個人のプライバシー等の人権に配慮した防犯カメラの適正な取扱いを促進する。 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> ○防犯カメラの設置及び利用の際に必要な配慮事項について、公の施設管理者に対して指針の趣旨に則った運用を依頼するとともに、民間事業者等についても防犯カメラの適正な運用に関する理解の促進を図っていく。 | 県民生活課 |
| 309 | 新潟県公正採用選考推進懇話会の開催 | 公正な採用選考の推進に関する取組について、関係機関、団体等が互いに情報を交換し、連携を図るため、新潟県公正採用選考推進懇話会を開催する。 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> ○開催回数 年1回程度 ○構成員 <ul style="list-style-type: none"> ・行政関係の機関、団体等 新潟労働局、新潟県、新潟県教育委員会 ・行政関係以外の機関、団体等 新潟県同和教育研究協議会、新潟県人権・同和センター、部落解放同盟新潟県連合会 ○座長 新潟県福祉保健部福祉保健課長 | 福祉保健課 |
| (4) 職員に対する研修等の実施 | | | | | |
| 第4章 1～5 | | | | | |
| 2 関係機関等との連携 | | | | | |
| (1) 国との連携 | | | | | |
| 310 | 新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会との連携 | 新潟地方法務局、新潟県等により構成する新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会と連携して各種人権啓発活動を推進する。 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> ○構成員 新潟県、新潟地方法務局、新潟県人権擁護委員連合会、新潟市 ○内容 県で実施する「人権を大切にする県民のつどい」や「人権啓発キャラバン」などの行事に協力して実施する。 | 福祉保健課 |

NO. 283
～306
再掲

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 | |
|----------------------|-----------------------------|--|-----------------|---|-------|---------------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | | |
| (2) 市町村との連携 | | | | | | |
| 311 | 人権・同和問題に関する教育啓発推進研修会 | 公務員の人権意識向上を図るための研修会を開催する。 | 100 | ○期日 未定 ○場所 未定 ○対象者 県、市町村の行政職員 ○内容 未定 | 福祉保健課 | NO. 284 再掲 |
| 312 | 人権・同和問題市町村担当課長会議 | 国の今年度の人権施策を伝達するとともに、情報交換を行い、市町村と連携した人権施策を推進する。また、人権啓発のため、外部講師による人権講演を実施する。 | 142 | ○期日 新型コロナウイルス感染症の影響を受け書面開催(令和2年5月) ○対象者 市町村担当課長 ○内容 ・資料 人権・同和行政を巡る県内の動き、市町村委託の留意点 | 福祉保健課 | NO. 285 再掲 |
| 313 | 市町村における人権教育・啓発推進のための人権担当者会議 | 市町村における人権施策を円滑に実施するため、担当者を対象に、説明会を実施する。 | 20 | ○期日 未定 ○場所 新潟県自治会館(予定) ○対象者 市町村人権担当者 ○内容 未定 | 福祉保健課 | NO. 286 再掲 |
| 314 | 地域人権啓発活動活性化事業 | 地域に密着した多様な人権啓発活動を実施することにより、人権尊重の理念に関する正しい理解と人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に市町村に人権啓発事業を委託する。 | 4,250 | ○実施市町村 長岡市、加茂市、村上市、上越市、出雲崎町 ○委託額 1市町村 600~850千円程度 ○内容 講演会・研修会等の開催、啓発資料の作成等 | 福祉保健課 | |
| 315 | 人権啓発活動市町村委託事業 | 人権尊重思想の普及高揚を図り、地域住民に人権問題に対する正しい認識を広めることにより、基本的人権の擁護に資することを目的に市町村に人権啓発活動を委託する。 | 3,000 | ○実施市町村 三条市、柏崎市、新発田市、見附市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、胎内市 ○委託額 1市町村 30~300千円程度 ○内容 講演会・研修会等の開催、啓発資料の作成等 | 福祉保健課 | |
| 316 | 新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会との連携 | 新潟県方法務局、新潟県等により構成する新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会と連携して各種人権啓発活動を推進する。 | 0 | ○構成員 新潟県、新潟県方法務局、新潟県人権擁護委員連合会、新潟市 ○内容 県で実施する「人権を大切に作る県民のつどい」や「人権啓発キャラバン」などの行事に協力して実施する。 | 福祉保健課 | NO. 310 再掲 |
| (3) 民間団体等との連携 | | | | | | |
| 317 | 新潟県・人権同和センターとの連携 | 行政、報道機関、労働組合、宗教団体等により構成する新潟県人権・同和センターと連携して、各種人権啓発活動を推進する。 | 0 | ○構成員 市町村、市町村教育委員会、報道機関、企業、政党、部落解放同盟他人権諸団体、労働組合、宗教団体、PTA、小・中・高校、議員、弁護士等 ○内容 新潟県人権・同和センターが主催する「人権・同和教育啓発推進講座」を後援し、市町村等に対する情報提供などを行う など | 福祉保健課 | |

| NO. | 事業名 | 事業概要 | 令和2年度 | | 担当課 |
|--------------------|-------------------------|---|-----------------|---|-------|
| | | | 当初予算 (単位:千円) | 実施計画 | |
| 318 | 「いのち・愛・人権」小千谷展主催4団体との連携 | 「いのち・愛・人権」小千谷展主催4団体と連携して、同和問題を始めたあらゆる差別の解消に向けた県民の意識啓発を図る。 | 0 | ○構成員 「いのち・愛・人権」小千谷展実行委員会、「いのち・愛・人権」新潟県実行委員会、部落解放同盟新潟県連合会、新潟県人権・同和センター ○内容 「いのち・愛・人権」小千谷展実行委員会等が主催する人権展に後援するとともに、啓発パネル（同和問題、身元調査）を展示する。 | 福祉保健課 |
| 3 基本指針の見直し等 | | | | | |
| 319 | 新潟県人権施策推進懇談会 | 指針に基づく施策の実施状況等について、各人権分野の有識者で構成する懇談会に報告して意見を求める。 | 135 | ○構成員 12名 ○開催時期 9月 ○回数 1回 | 福祉保健課 |